

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	340 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	318 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	108 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	61 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私達夫婦は、一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料を納付することは国民の義務だと思い、妻が自宅に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で昭和37年6月に払い出されており、同年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私達夫婦は、一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料を納付することは国民の義務だと思い、私が自宅に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で昭和37年6月に払い出されており、同年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月及び同年 9 月、54 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 54 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、保険料を納付してきた。昭和 53 年ごろは、納付書に現金を添えて金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも 2 か月と短期間であり、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、納付書により金融機関で納付したとする納付方法は、当時申立人が居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 7 月まで

私は、昭和 50 年に会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和 50 年 11 月ごろに払い出されており、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、国民年金被保険者資格取得日が厚生年金保険適用事業所退職直後の 50 年 9 月 16 日であることが確認できることから、申立人は、当該退職後に国民年金の加入手続を適切に行ったものと考えられる。

また、上記の申立人の手帳記号番号払出時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は、保険料の納付は、区役所で 3、4 回行ったと具体的に説明しており、この説明は、当時の 3 か月単位の納付方法とも合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和45年10月から同年12月まで
③ 昭和47年4月から同年6月まで

私の母は、私が20歳になってしばらくして、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月以降、当該期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の所持する41年2月発行の国民年金手帳の検認印により、納付書制度が導入される前の41年4月から45年3月までの保険料を3か月ごとの納期限内に納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年9月時点では、当該期間は過年度納付する必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和45年10月から同年12月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年4月まで

私は、20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、市役所から送付されてきた国民年金手帳を持参して国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時国民年金保険料を4か月分のみ市役所で納付したこと、その後は経済的事情や夫の理解を得られなかったため保険料を納付していなかったが、母親に勧められて昭和47年に保険料の納付を再開したことを記憶しており、その説明は具体的である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、2回払い出されており、一つ目の手帳記号番号が払い出された昭和40年2月時点で申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと、二つ目の手帳記号番号は47年11月に夫と連番で払い出され、申立人は同年4月から保険料の納付を開始していることなど、申立期間とその後の未納期間及び納付済期間についての申立人の説明内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を未納なく納付してきた。申立期間の保険料について、夫は納付済みなのに私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、国民年金制度発足当初から60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は申立期間を含めて保険料を完納しており、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書により昭和42年4月から48年12月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の保険料を、オンライン記録により平成3年4月から申立人の60歳到達前の5年*月までの保険料を、すべて夫婦同一日に納付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 62 年 7 月までの期間及び 63 年 3 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から 62 年 7 月まで
② 昭和 63 年 3 月から同年 12 月まで

私の父は、昭和 60 年に、私の国民年金の加入手続きを行い、納付書により、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②は 10 か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月から42年6月までの期間及び42年10月から43年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年6月まで
② 昭和42年10月から47年1月まで

私は、昭和41年ごろ、町会長に勧められて国民年金の任意加入手続きを行い、47年2月に国民年金被保険者資格を喪失するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和42年10月から43年1月までの期間については、申立人は当該期間当時居住していたアパートにおいて、印紙検認方式により区の集金人に保険料を納付していたとしており、その方法は、当時の区の納付方法と合致し、当該期間当初納付したとする保険料の金額及び当該期間中に保険料が高くなったとする説明は、当該期間当初の保険料額及び当該期間中の保険料額の改定状況と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和43年2月から47年1月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、当該期間当初に転居した住所地で保険料を納付したとする区の出張所は、当時保険料の収納を取り扱っていない。また、当該期間直後に、滞納していた保険料を納付することができず、国民年金被保険者資格を喪失したと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和41年8月から42年6月までの期間及び42年10月から43年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

私の母は、私が昭和 38 年 7 月に会社を退職した後に、私の国民年金の加入手続を行い、区の集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和39年4月から平成元年2月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、保険料を納付したとする区の集金人は、当時、保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額と一致する。さらに、保険料を納付していたとする母親及び当時同居していた申立人の兄姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から48年3月まで

私は、昭和50年2月ごろに、母と一緒に区役所に行き国民年金の加入手続を行った際、区の職員から特例納付という制度があることを聞き、母からお金を借りて申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする昭和50年2月時点では、第2回特例納付が実施されており、申立期間は記録上強制加入期間である。また、納付したとする保険料の金額は、申立期間及び申立期間直後の48年4月から50年3月までの保険料を第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人は、国民年金に加入し特例納付するに至った経緯を具体的に説明するとともに、特例納付に必要な現金を借りたとする申立人の母親は、当該特例納付時点より前の46年5月から60歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付している。加えて、申立人の姉は、申立人及びその母親から申立期間の保険料を特例納付したと聞いたことがあると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年6月まで

私は、区の出張所で国民年金の加入手続を行った際、未納だった国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年10月から48年6月までの期間については、申立人は当該期間直後の48年7月から63年12月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年11月時点では、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であり、納付書により郵便局で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から46年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私は、婚姻後に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫は、申立期間の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和49年4月から54年11月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致しており、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が50年10月に過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 12 月から 49 年 12 月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は、昭和 50 年 12 月に夫の保険料と一緒にまとめて納付した。申立期間②の保険料も夫の分と一緒に集金人に払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したとする 50 年 12 月は、第 2 回特例納付の実施期間であり、申立人の特例納付の契機、納付期間、納付場所等の記憶は具体的である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も第 2 回特例納付で当該期間の保険料は納付済みであり、申立人が第 2 回特例納付により納付したとする金額は、夫婦二人分の当該期間の保険料額と一致しているなど申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の夫の当該期間の保険料は特殊台帳では未納となっているが、オンライン記録では第 2 回特例納付で納付済みとなっており、記録管理に不備が見られる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料は夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする夫も未納であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間のうち昭和43年12月から49年6月までの期間の保険料は夫も未納である。

また、申立人はその後の昭和49年7月から同年12月までの期間の保険料は、夫の分と一緒に納付していたとしているが、夫が所持する領収書から夫は当該期間の一部を含む49年7月から51年3月までの期間の保険料を51年8月27日に過年度納付し、申立人の所持する領収書から申立人は当該期間直後の50年1月から51年3月までの期間の保険料を52年3月18日に過年度納付していることから一緒に納付していたとする申立人の主張は不自然である上、申立人が過年度納付した52年3月18日時点では当該期間の保険料は時効で納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から42年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7017

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後、夫婦一緒に国民年金に加入し、妻が二人分の国民年金保険料を一緒に納めてきたはずである。申立期間の妻の保険料は納付済みになっており、私の前後の期間の保険料も納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、会社を退職した昭和48年8月以降は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、保険料の納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶は具体的であり、当時の納付方法等と合致している上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年2月まで

私は、経済的事情で納付できなかった期間の国民年金保険料を、職場復帰した昭和45年3月の最初にもらった給与から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和38年4月以降は、申立期間の直前の43年9月までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間のうち昭和44年4月から45年2月までの期間については、申立人が納付したとする45年3月時点では、現年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間の保険料を納付した契機、納付方法等の記憶が具体的である上、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄には、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間に、44年1月22日の検認印が押され、そこに手書きの×印が記載されているが、これについて、申立人が居住していた区では、過年度納付や厚生年金保険加入期間であるなどの過誤納の事情は認められず×印が記載された事由は不明であると説明している上、還付が行われた記録も無いなど、保険料収納事務処理に不自然な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間及び50年1月の国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和50年1月

私は、申立期間①について、両親や兄からの助言もあり、20歳の時に国民年金に加入して、納付書により国民年金保険料を納付した。申立期間②についても、消防学校に入学するため被保険者資格喪失届を区役所に提出し、その場で納付書を作成してもらい保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、6か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、申立人は昭和44年12月の国民年金への加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間中の昭和44年12月に払い出されており、当該時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、国民年金加入の契機、保険料の納付方法、納付場所等納付に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は昭和50年1月に被保険者資格の喪失手続を行ったことが確認でき、当該手続時に、1か月分の納付書を作成してもらい保険料を納付したとする申立人の記憶は具体的である上、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 7 月から 47 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
⑥ 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入して以来、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。経営していた飲食店を閉めた昭和 61 年ごろに、納付済み期間が 25 年を超えるようにとの母の強い勧めがあったので、それまでの免除期間及び未納期間の保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、一緒に納付していたとする夫は国民年金保険料を納付済みであり、当該期間当時、申立人が納付書により 3 か月ごとに郵便局で保険料を納付したと説明する方法は、当時、申立人が居住していた区で採用していた納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間⑤については、申立人の夫は、平成 7 年 4 月に当該期間 1 年分の保険料の追納申出をしているにもかかわらず 1 か月分しか納付済みと記録されていないなどオンライン記録に不自然な点が見られること、当該期間前の昭和 54 年度から 59 年度までの保険料（後述の申立期間④の保険料を除く。）は、夫婦ともに追納済みであることなどから、申立人が当該期間のみ

追納しなかったとは考えにくく、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、②及び③（昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月まで）の期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人がさかのぼって納付したとする昭和 61 年時点では時効により納付することができない期間であり、申立人は現年度納付した記憶も曖昧である上、一緒に納付したとする夫も未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④については、当該期間を含む昭和 56 年度の保険料の追納申出をした平成 3 年 8 月時点では、既に 10 年を経過しており、当該期間の保険料を納付することができなかったなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑥については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、一緒に納付したとする夫も未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年4月まで
② 昭和39年5月から42年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、母が納付してくれていた。また、私は、区報で過去の未納保険料をさかのぼって納付できることを知り、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和41年12月から42年3月までの期間については、申立人が所持している領収証書により、44年1月から46年3月までの国民年金保険料を47年1月27日に第1回特例納付により納付したことが確認でき、当該納付時点では、44年10月から46年3月までの期間については、過年度納付が可能であったことから、特例保険料額よりも低額の過年度保険料額を収納することとし、過払いとなった特例納付保険料の4か月分相当額を当該期間分に充当したことが特殊台帳により確認できる。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和39年5月から41年11月までの期間については、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、母親は、当時、国民年金に加入していないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和39年5月から41年11月までの期間については、申立人は、第1回特例納付による保険料の納付月数及び納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}であること、前記のとおり、当該期間直後の41年12月から42年3月までの保険料は、第1回特例納付において充当されたものであることから、特例納付時点で当該期間は未納であったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年1月までの期間、同年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年1月まで
② 平成2年2月及び同年3月

私の妻は、私の申立期間①の国民年金保険料を区から送られてきた納付書で納付していた。また、申立期間②についても60歳になってすぐ任意加入手続をして保険料を納付した。申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和47年5月以降申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間後の平成2年4月から5年9月までの60歳到達後の任意加入期間の保険料について、加入可能年数を超えて納付したことから平成7年3月に還付決議が行われ還付されている。

また、申立人の妻が申立期間①及び②当時、納付書により保険料を納付したとする方法は、夫婦が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立人が60歳に達した平成2年*月に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和48年7月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、49年5月に再就職するまで国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和48年10月から49年5月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の48年8月に払い出されており、当該時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、49年5月及び同年6月の保険料が還付決議された49年7月時点で、当該還付保険料を申立期間の保険料に充当することができるにもかかわらず、充当されていないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から14年12月まで

私は、平成7年度から国民年金保険料の免除申請を行ってきたが、11年度以降は収入が安定してきたので、申立期間の保険料を数回に分けて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間直後の平成15年1月から18年12月までの4年分の国民年金保険料を17年2月から19年9月までの間に4回に分けて過年度納付していることが確認でき、当該過年度保険料額については、申立人の17年分及び18年分の確定申告書の社会保険料控除欄の保険料支払額と一致する。

申立人の平成16年分の確定申告書を確認したところ、申立期間のうち、平成14年1月から同年12月までの期間については、申立人の16年分の確定申告書の社会保険料控除欄の上段と下段にそれぞれ国民健康保険として2段書きで支払額が記載されているが、16年分から税申告を依頼された税理士が下段の額は当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料であった旨を証言していること、当該欄に記載されている支払保険料額は当該期間の二人分の保険料額に一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成11年4月から13年12月までの期間については、当該期間の一部の保険料を現年度納付又は過年度納付することができる時期の14年分及び15年分の確定申告書の社会保険料控除欄に国民健康保険の支払保険料額の記載はあるものの、国民年金の支払保険料額の記

載は無い。また、申立人は、当該期間の保険料額、納付時期及び納付場所についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、当該期間のうち、結婚後の13年分の保険料は、元妻も未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年12月8日の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表により、申立人は、平成18年12月8日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与変動項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月24日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与変動項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月24日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7337	男		昭和34年生		平成16年7月16日	30万7,000円
					平成16年12月21日	43万円
					平成17年7月29日	30万7,000円
					平成17年12月21日	43万円
					平成18年7月21日	32万円
					平成18年12月8日	43万円
7338	男		昭和37年生		平成16年7月16日	28万6,000円
					平成16年12月21日	38万円
					平成17年7月29日	28万6,000円
					平成17年12月21日	38万円
					平成18年7月21日	29万円
					平成18年12月8日	38万円
7339	男		昭和34年生		平成16年7月16日	36万円
					平成16年12月21日	46万円
					平成17年7月29日	36万円
					平成17年12月21日	46万円
					平成18年7月21日	36万円
					平成18年12月8日	46万円
7340	女		昭和39年生		平成16年7月16日	24万1,000円
					平成16年12月21日	31万7,000円
					平成17年7月29日	24万1,000円
					平成17年12月21日	31万6,000円
					平成18年7月21日	24万円
					平成18年12月8日	31万6,000円
7341	女		昭和33年生		平成16年7月16日	9万7,000円
					平成16年12月21日	9万7,000円
					平成17年7月29日	9万7,000円
					平成17年12月21日	9万7,000円
					平成18年7月21日	20万8,000円
					平成18年12月8日	26万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7342	女		昭和39年生		平成16年7月16日	22万8,000円
					平成16年12月21日	28万6,000円
					平成17年7月29日	22万8,000円
					平成17年12月21日	29万円
					平成18年7月21日	22万8,000円
					平成18年12月8日	29万円
7343	男		昭和38年生		平成16年7月16日	22万円
					平成16年12月21日	28万6,000円
					平成17年7月29日	22万円
					平成17年12月21日	28万円
					平成18年7月21日	21万円
					平成18年12月8日	28万円
7344	女		昭和30年生		平成16年7月16日	10万円
					平成16年12月21日	10万円
					平成17年7月29日	10万円
					平成17年12月21日	10万円
					平成18年7月21日	10万5,000円
					平成18年12月8日	11万円
7345	女		昭和30年生		平成16年7月16日	8万7,000円
					平成16年12月21日	8万5,000円
					平成17年7月29日	8万7,000円
					平成17年12月21日	8万5,000円
					平成18年7月21日	8万5,000円
					平成18年12月8日	8万5,000円
7346	女		昭和42年生		平成16年7月16日	22万5,000円
					平成16年12月21日	30万円
					平成17年7月29日	22万5,000円
					平成17年12月21日	31万円
					平成18年7月21日	24万1,000円
					平成18年12月8日	31万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7347	女		昭和44年生		平成16年7月16日	21万7,000円
					平成16年12月21日	27万2,000円
					平成17年7月29日	21万7,000円
					平成17年12月21日	28万円
					平成18年7月21日	21万2,000円
					平成18年12月8日	28万円
7348	女		昭和25年生		平成16年7月16日	8万8,000円
					平成16年12月21日	8万8,000円
					平成17年7月29日	8万8,000円
					平成17年12月21日	8万8,000円
					平成18年7月21日	8万9,000円
					平成18年12月8日	9万円
7349	女		昭和39年生		平成16年7月16日	22万4,000円
					平成16年12月21日	25万円
					平成17年7月29日	22万円
					平成17年12月21日	27万円
					平成18年7月21日	22万円
					平成18年12月8日	27万円
7350	女		昭和41年生		平成16年7月16日	8万8,000円
					平成16年12月21日	8万8,000円
					平成17年7月29日	8万8,000円
					平成17年12月21日	8万8,000円
					平成18年7月21日	9万円
					平成18年12月8日	10万円
7351	女		昭和37年生		平成16年7月16日	8万7,000円
					平成16年12月21日	8万7,000円
					平成17年7月29日	8万7,000円
					平成17年12月21日	8万7,000円
					平成18年7月21日	8万7,000円
					平成18年12月8日	8万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7352	女		昭和45年生		平成16年7月16日	20万 1,000 円
					平成16年12月21日	25万 5,000 円
					平成17年7月29日	20万 1,000 円
					平成17年12月21日	26万 円
					平成18年7月21日	20万 円
					平成18年12月8日	26万 円
7353	女		昭和40年生		平成16年7月16日	28万 円
					平成16年12月21日	36万 円
					平成17年7月29日	28万 2,000 円
					平成17年12月21日	36万 円
					平成18年7月21日	28万 2,000 円
					平成18年12月8日	36万 5,000 円
7354	男		昭和42年生		平成16年7月16日	23万 3,000 円
					平成16年12月21日	29万 5,000 円
					平成17年7月29日	23万 3,000 円
					平成17年12月21日	30万 円
					平成18年7月21日	23万 円
					平成18年12月8日	30万 円
7355	女		昭和47年生		平成16年7月16日	20万 8,000 円
					平成16年12月21日	27万 円
					平成17年7月29日	20万 8,000 円
					平成17年12月21日	27万 円
					平成18年7月21日	20万 8,000 円
					平成18年12月8日	27万 3,000 円
7356	女		昭和48年生		平成16年7月16日	14万 1,000 円
					平成16年12月21日	26万 5,000 円
					平成17年7月29日	20万 6,000 円
					平成17年12月21日	27万 円
					平成18年7月21日	20万 6,000 円
					平成18年12月8日	27万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7357	男		昭和31年生		平成16年7月16日	25万 円
					平成16年12月21日	34万 円
					平成17年7月29日	26万 円
					平成17年12月21日	34万 円
					平成18年7月21日	26万 円
					平成18年12月8日	34万 円
7358	男		昭和41年生		平成16年7月16日	28万 円
					平成16年12月21日	35万 円
					平成17年7月29日	28万 円
					平成17年12月21日	38万 円
					平成18年7月21日	30万 円
					平成18年12月8日	40万 円
7359	女		昭和46年生		平成16年7月16日	20万 9,000 円
					平成16年12月21日	27万 5,000 円
					平成17年7月29日	20万 9,000 円
					平成17年12月21日	27万 5,000 円
					平成18年7月21日	20万 9,000 円
					平成18年12月8日	27万 5,000 円
7360	男		昭和43年生		平成16年7月16日	25万 円
					平成16年12月21日	33万 円
					平成17年7月29日	25万 円
					平成17年12月21日	32万 円
					平成18年7月21日	24万 円
					平成18年12月8日	31万 4,000 円
7361	女		昭和31年生		平成16年7月16日	21万 6,000 円
					平成16年12月21日	28万 5,000 円
					平成17年7月29日	21万 6,000 円
					平成17年12月21日	28万 5,000 円
					平成18年7月21日	21万 6,000 円
					平成18年12月8日	28万 5,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7362	女		昭和36年生		平成16年7月16日	20万9,000円
					平成16年12月21日	27万円
					平成17年7月29日	20万3,000円
					平成17年12月21日	26万8,000円
					平成18年7月21日	20万5,000円
					平成18年12月8日	26万円
7363	女		昭和48年生		平成16年7月16日	20万9,000円
					平成16年12月21日	14万円
					平成17年7月29日	12万4,000円
					平成17年12月21日	26万2,000円
7364	女		昭和48年生		平成16年7月16日	20万3,000円
					平成16年12月21日	26万5,000円
					平成17年7月29日	20万3,000円
					平成17年12月21日	26万6,000円
					平成18年7月21日	20万3,000円
					平成18年12月8日	26万円
7365	女		昭和36年生		平成16年7月16日	4万5,000円
					平成16年12月21日	4万5,000円
7366	女		昭和51年生		平成16年7月16日	20万5,000円
					平成16年12月21日	27万円
					平成17年7月29日	20万1,000円
					平成17年12月21日	27万円
7367	女		昭和35年生		平成16年7月16日	8万7,000円
					平成16年12月21日	8万円
					平成17年7月29日	8万5,000円
					平成17年12月21日	7万8,000円
					平成18年7月21日	7万8,000円
					平成18年12月8日	7万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7368	女		昭和38年生		平成16年7月16日	20万 円
					平成16年12月21日	26万 円
					平成17年7月29日	20万 円
					平成17年12月21日	26万 円
					平成18年7月21日	20万 円
					平成18年12月8日	26万 5,000 円
7369	女		昭和48年生		平成16年7月16日	10万 円
					平成16年12月21日	10万 円
					平成17年7月29日	11万 円
					平成17年12月21日	11万 円
					平成18年7月21日	10万 円
					平成18年12月8日	10万 円
7370	女		昭和50年生		平成16年7月16日	20万 5,000 円
					平成16年12月21日	27万 円
					平成17年7月29日	20万 5,000 円
					平成17年12月21日	26万 7,000 円
					平成18年7月21日	20万 5,000 円
					平成18年12月8日	26万 7,000 円
7371	女		昭和43年生		平成16年7月16日	11万 5,000 円
					平成16年12月21日	23万 円
					平成17年7月29日	18万 4,000 円
					平成17年12月21日	22万 9,000 円
					平成18年7月21日	18万 円
					平成18年12月8日	23万 5,000 円
7372	女		昭和33年生		平成16年7月16日	19万 2,000 円
					平成16年12月21日	25万 2,000 円
					平成17年7月29日	19万 2,000 円
					平成17年12月21日	25万 2,000 円
					平成18年7月21日	19万 2,000 円
					平成18年12月8日	25万 2,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7373	女		昭和46年生		平成16年7月16日	18万5,000円
					平成16年12月21日	24万円
					平成17年7月29日	18万5,000円
					平成17年12月21日	24万円
					平成18年7月21日	18万5,000円
					平成18年12月8日	24万円
7374	女		昭和47年生		平成16年7月16日	18万5,000円
					平成16年12月21日	12万5,000円
					平成17年7月29日	11万円
					平成17年12月21日	23万2,000円
					平成18年7月21日	18万5,000円
					平成18年12月8日	24万円
7375	女		昭和43年生		平成16年7月16日	19万5,000円
					平成16年12月21日	25万円
					平成17年7月29日	19万5,000円
					平成17年12月21日	24万5,000円
					平成18年7月21日	19万3,000円
					平成18年12月8日	24万5,000円
7376	女		昭和51年生		平成16年7月16日	19万円
					平成16年12月21日	24万円
					平成17年7月29日	18万5,000円
					平成17年12月21日	23万5,000円
					平成18年7月21日	18万1,000円
					平成18年12月8日	23万5,000円
7377	女		昭和45年生		平成16年7月16日	22万円
					平成16年12月21日	31万円
					平成17年7月29日	23万2,000円
					平成17年12月21日	32万円
					平成18年7月21日	24万円
					平成18年12月8日	32万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7378	女		昭和52年生		平成16年7月16日	18万5,000円
					平成16年12月21日	24万3,000円
					平成17年7月29日	18万5,000円
					平成17年12月21日	24万3,000円
					平成18年7月21日	18万5,000円
					平成18年12月8日	24万3,000円
7379	男		昭和50年生		平成16年7月16日	20万円
					平成16年12月21日	26万5,000円
					平成17年7月29日	20万円
					平成17年12月21日	26万5,000円
					平成18年7月21日	21万2,000円
					平成18年12月8日	27万3,000円
7380	女		昭和51年生		平成16年7月16日	18万2,000円
					平成16年12月21日	23万8,000円
					平成17年7月29日	18万2,000円
					平成17年12月21日	22万8,000円
					平成18年7月21日	18万円
					平成18年12月8日	23万円
7381	女		昭和52年生		平成16年7月16日	17万9,000円
					平成16年12月21日	23万円
					平成17年7月29日	17万9,000円
					平成17年12月21日	23万円
7382	女		昭和37年生		平成16年7月16日	18万4,000円
					平成16年12月21日	25万円
					平成17年7月29日	19万円
					平成17年12月21日	24万5,000円
					平成18年7月21日	19万円
					平成18年12月8日	24万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7383	女		昭和48年生		平成16年7月16日	2万3,000円
					平成16年12月21日	5万円
					平成17年7月29日	17万4,000円
					平成17年12月21日	23万2,000円
					平成18年7月21日	18万5,000円
					平成18年12月8日	23万2,000円
7384	女		昭和42年生		平成16年7月16日	18万4,000円
					平成16年12月21日	24万円
					平成17年7月29日	19万円
					平成17年12月21日	24万円
					平成18年7月21日	19万円
					平成18年12月8日	24万円
7385	女		昭和31年生		平成16年7月16日	18万2,000円
					平成16年12月21日	23万5,000円
					平成17年7月29日	18万2,000円
					平成17年12月21日	23万3,000円
					平成18年7月21日	18万円
					平成18年12月8日	23万3,000円
7386	女		昭和50年生		平成16年7月16日	18万2,000円
					平成16年12月21日	23万9,000円
					平成17年7月29日	18万2,000円
					平成17年12月21日	23万9,000円
					平成18年7月21日	18万2,000円
					平成18年12月8日	23万9,000円
7387	女		昭和54年生		平成16年7月16日	18万円
					平成16年12月21日	23万円
					平成17年7月29日	18万円
					平成17年12月21日	23万円
					平成18年7月21日	18万円
					平成18年12月8日	23万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7388	女		昭和49年生		平成16年7月16日	18万2,000円
					平成16年12月21日	23万5,000円
					平成17年7月29日	18万2,000円
					平成17年12月21日	23万9,000円
					平成18年7月21日	18万2,000円
					平成18年12月8日	23万9,000円
7389	女		昭和45年生		平成16年7月16日	19万5,000円
					平成16年12月21日	25万円
					平成17年7月29日	19万5,000円
					平成17年12月21日	25万円
					平成18年7月21日	20万4,000円
					平成18年12月8日	25万円
7390	女		昭和51年生		平成16年7月16日	17万9,000円
					平成16年12月21日	23万5,000円
					平成17年7月29日	17万9,000円
					平成17年12月21日	23万5,000円
					平成18年7月21日	17万9,000円
					平成18年12月8日	23万5,000円
7391	女		昭和51年生		平成16年7月16日	18万4,000円
					平成16年12月21日	24万円
					平成17年7月29日	18万4,000円
					平成17年12月21日	24万円
					平成18年7月21日	18万4,000円
					平成18年12月8日	24万1,000円
7392	女		昭和52年生		平成16年7月16日	17万7,000円
					平成16年12月21日	23万円
					平成17年7月29日	17万7,000円
					平成17年12月21日	22万2,000円
					平成18年7月21日	17万7,000円
					平成18年12月8日	22万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7393	男		昭和52年生		平成16年7月16日	21万3,000円
					平成16年12月21日	27万円
					平成17年7月29日	21万3,000円
					平成17年12月21日	27万円
					平成18年7月21日	22万円
					平成18年12月8日	28万円
7394	女		昭和53年生		平成16年7月16日	18万円
					平成16年12月21日	23万6,000円
					平成17年7月29日	18万円
					平成17年12月21日	23万6,000円
7395	女		昭和53年生		平成16年7月16日	17万7,000円
					平成16年12月21日	23万3,000円
					平成17年7月29日	17万7,000円
					平成17年12月21日	23万2,000円
					平成18年7月21日	18万3,000円
					平成18年12月8日	22万2,000円
7396	女		昭和53年生		平成16年7月16日	17万6,000円
					平成16年12月21日	23万1,000円
					平成17年7月29日	17万6,000円
					平成17年12月21日	23万円
					平成18年7月21日	17万5,000円
					平成18年12月8日	23万円
7397	女		昭和53年生		平成16年7月16日	16万6,000円
					平成16年12月21日	23万円
					平成17年7月29日	17万7,000円
					平成17年12月21日	23万円
					平成18年7月21日	15万5,000円
					平成18年12月8日	23万円
7398	女		昭和52年生		平成16年7月16日	17万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7399	女		昭和53年生		平成16年7月16日	17万9,000円
					平成16年12月21日	24万円
					平成17年7月29日	18万円
					平成17年12月21日	24万円
7400	女		昭和55年生		平成16年7月16日	17万7,000円
					平成16年12月21日	23万3,000円
					平成17年7月29日	17万7,000円
					平成17年12月21日	23万3,000円
					平成18年7月21日	15万5,000円
					平成18年12月8日	5万円
7401	女		昭和21年生		平成16年7月16日	17万円
					平成16年12月21日	17万円
					平成17年7月29日	17万円
					平成17年12月21日	17万円
					平成18年7月21日	17万円
					平成18年12月8日	17万円
7402	女		昭和54年生		平成16年7月16日	17万7,000円
					平成16年12月21日	23万4,000円
					平成17年7月29日	17万7,000円
					平成17年12月21日	23万3,000円
					平成18年7月21日	20万円
					平成18年12月8日	26万円
7403	女		昭和54年生		平成16年7月16日	17万6,000円
					平成16年12月21日	23万1,000円
					平成17年7月29日	17万6,000円
					平成17年12月21日	23万1,000円
					平成18年7月21日	17万6,000円
					平成18年12月8日	23万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7404	男		昭和19年生		平成16年7月16日	17万 円
					平成16年12月21日	17万 円
					平成17年7月29日	17万 円
					平成17年12月21日	17万 円
					平成18年7月21日	17万 円
					平成18年12月8日	17万 円
7405	女		昭和38年生		平成16年7月16日	17万 7,000 円
					平成16年12月21日	23万 3,000 円
					平成17年7月29日	17万 7,000 円
					平成17年12月21日	23万 3,000 円
					平成18年7月21日	17万 7,000 円
					平成18年12月8日	23万 2,000 円
7406	女		昭和52年生		平成16年7月16日	17万 7,000 円
					平成16年12月21日	23万 円
					平成17年7月29日	17万 7,000 円
					平成17年12月21日	23万 円
					平成18年7月21日	17万 7,000 円
					平成18年12月8日	23万 円
7407	男		昭和50年生		平成16年7月16日	21万 円
					平成16年12月21日	26万 5,000 円
					平成17年7月29日	21万 円
					平成17年12月21日	26万 5,000 円
					平成18年7月21日	21万 5,000 円
					平成18年12月8日	28万 円
7408	男		昭和49年生		平成16年7月16日	15万 円
					平成16年12月21日	13万 円
					平成17年7月29日	14万 円
					平成17年12月21日	16万 円
					平成18年12月8日	23万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7409	女		昭和57年生		平成16年7月16日	17万6,000円
					平成16年12月21日	23万円
					平成17年7月29日	17万6,000円
					平成17年12月21日	23万1,000円
					平成18年7月21日	17万6,000円
7410	男		昭和52年生		平成16年7月16日	18万8,000円
					平成16年12月21日	24万5,000円
					平成17年7月29日	19万円
					平成17年12月21日	25万円
					平成18年7月21日	20万円
					平成18年12月8日	26万円
7411	男		昭和22年生		平成16年7月16日	5万円
					平成16年12月21日	5万円
					平成17年7月29日	5万円
					平成17年12月21日	5万円
					平成18年7月21日	5万円
					平成18年12月8日	5万円
7412	男		昭和28年生		平成18年12月8日	70万円
7413	男		昭和47年生		平成16年7月16日	43万円
					平成16年12月21日	19万円
					平成17年7月29日	25万円
					平成17年12月21日	42万7,000円
					平成18年7月21日	30万円
					平成18年12月8日	58万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7414	男		昭和47年生		平成16年7月16日	42万 円
					平成16年12月21日	21万 円
					平成17年7月29日	29万 円
					平成17年12月21日	63万 円
					平成18年7月21日	38万 円
					平成18年12月8日	69万 円
7415	男		昭和48年生		平成16年7月16日	43万 円
					平成16年12月21日	22万 円
					平成17年7月29日	38万 円
					平成17年12月21日	66万 円
					平成18年7月21日	40万 円
					平成18年12月8日	63万 円
7416	女		昭和39年生		平成16年7月16日	27万 円
					平成16年12月21日	9万 円
					平成17年7月29日	13万 円
					平成17年12月21日	25万 5,000 円
7417	男		昭和34年生		平成16年7月16日	75万 円
					平成16年12月21日	46万 円
					平成17年7月29日	85万 円
					平成17年12月21日	145万 円
					平成18年7月21日	90万 円
					平成18年12月8日	60万 円
7418	男		昭和49年生		平成16年7月16日	20万 円
					平成16年12月21日	9万 円
					平成17年7月29日	13万 円
					平成17年12月21日	36万 円
					平成18年7月21日	22万 円
					平成18年12月8日	36万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7419	男		昭和16年生		平成16年7月16日	11万 円
7420	男		昭和12年生		平成16年7月16日	10万 円
7421	男 (死亡)		昭和17年生		平成16年7月16日	8万 円
7422	男		昭和34年生		平成16年7月16日	15万 円
					平成16年12月21日	7万 5,000 円
					平成17年7月29日	9万 円
					平成17年12月21日	15万 円
					平成18年7月21日	13万 円
					平成18年12月8日	23万 円
7423	男		昭和33年生		平成16年7月16日	18万 円
7424	男		昭和19年生		平成16年7月16日	15万 円
7425	男		昭和22年生		平成16年7月16日	27万 円
					平成16年12月21日	13万 5,000 円
					平成17年7月29日	20万 円
					平成17年12月21日	33万 9,000 円
					平成18年7月21日	22万 円
					平成18年12月8日	38万 円
7426	男		昭和52年生		平成16年7月16日	29万 円
					平成16年12月21日	16万 円
					平成17年7月29日	22万 円
					平成17年12月21日	37万 円
7427	男		昭和38年生		平成16年7月16日	35万 円
					平成16年12月21日	30万 円
					平成18年12月8日	30万 円
7428	男		昭和37年生		平成16年7月16日	25万 円
					平成16年12月21日	22万 円
					平成17年7月29日	22万 円
					平成17年12月21日	22万 円
					平成18年7月21日	22万 円
					平成18年12月8日	27万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7429	女		昭和48年生		平成16年7月16日	10万 円
					平成16年12月21日	8万 円
					平成17年7月29日	8万 円
					平成17年12月21日	10万 円
					平成18年7月21日	10万 円
					平成18年12月8日	15万 円
7430	男		昭和45年生		平成16年7月16日	15万 円
					平成16年12月21日	13万 円
					平成17年7月29日	14万 円
					平成17年12月21日	15万 円
					平成18年7月21日	15万 円
					平成18年12月8日	18万 円
7431	女		昭和49年生		平成16年7月16日	7万 円
					平成16年12月21日	6万 円
					平成17年7月29日	6万 円
					平成17年12月21日	6万 円
					平成18年7月21日	6万 円
					平成18年12月8日	6万 円
7432	男		昭和20年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	3万 円
7433	男		昭和19年生		平成16年7月16日	5万 円
7434	男		昭和19年生		平成16年7月16日	5万 円
7435	女		昭和33年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	3万 円
7436	男		昭和20年生		平成16年7月16日	10万 円
					平成16年12月21日	8万 円
					平成17年7月29日	8万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7437	男		昭和26年生		平成16年7月16日	7万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	5万 円
					平成17年12月21日	5万 円
					平成18年7月21日	5万 円
					平成18年12月8日	5万 円
7438	女		昭和38年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	3万 円
					平成17年7月29日	3万 円
					平成17年12月21日	3万 円
					平成18年7月21日	3万 円
					平成18年12月8日	3万 円
7439	女		昭和38年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	5万 円
					平成17年12月21日	5万 円
					平成18年7月21日	4万 5,000 円
					平成18年12月8日	5万 円
7440	女		昭和25年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	5万 円
					平成17年12月21日	5万 円
					平成18年7月21日	4万 5,000 円
					平成18年12月8日	5万 円
7441	女		昭和35年生		平成16年7月16日	3万 円
					平成16年12月21日	3万 円
7442	女		昭和40年生		平成16年7月16日	17万 6,000 円
					平成16年12月21日	23万 円
					平成17年7月29日	17万 6,000 円
					平成17年12月21日	23万 円
					平成18年7月21日	17万 5,000 円
					平成18年12月8日	23万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7443	女		昭和42年生		平成16年7月16日	17万6,000円
					平成16年12月21日	22万5,000円
					平成17年7月29日	17万6,000円
					平成17年12月21日	22万5,000円
					平成18年7月21日	17万6,000円
					平成18年12月8日	23万円
7444	女		昭和57年生		平成16年7月16日	17万6,000円
					平成16年12月21日	23万5,000円
					平成17年7月29日	6万6,000円
					平成17年12月21日	12万1,000円
					平成18年7月21日	17万6,000円
					平成18年12月8日	6万9,000円
7445	女		昭和58年生		平成16年7月16日	17万2,000円
					平成16年12月21日	22万円
7446	女		昭和58年生		平成16年7月16日	17万2,000円
					平成16年12月21日	22万円
					平成17年7月29日	17万2,000円
					平成17年12月21日	22万6,000円
					平成18年7月21日	19万5,000円
					平成18年12月8日	25万円
7447	女		昭和55年生		平成16年7月16日	18万円
					平成16年12月21日	22万5,000円
					平成17年7月29日	18万円
					平成17年12月21日	22万4,000円
					平成18年7月21日	18万1,000円
					平成18年12月8日	22万4,000円
7448	男		昭和30年生		平成16年7月16日	78万円
					平成16年12月21日	47万円
					平成17年7月29日	88万円
					平成17年12月21日	148万円
					平成18年7月21日	93万円
					平成18年12月8日	60万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7449	女		昭和32年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	5万 円
					平成17年12月21日	5万 円
					平成18年7月21日	4万 5,000 円
					平成18年12月8日	5万 円
7450	男		昭和47年生		平成16年7月16日	7万 円
					平成16年12月21日	10万 円
					平成17年7月29日	8万 円
					平成17年12月21日	28万 5,000 円
					平成18年7月21日	10万 円
					平成18年12月8日	29万 円
7451	男		昭和50年生		平成16年7月16日	26万 円
					平成16年12月21日	15万 円
					平成17年7月29日	21万 円
					平成17年12月21日	36万 2,000 円
					平成18年7月21日	22万 円
					平成18年12月8日	37万 円
7452	男		昭和49年生		平成16年7月16日	28万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	17万 円
					平成17年12月21日	35万 2,000 円
					平成18年7月21日	22万 円
					平成18年12月8日	36万 円
7453	男		昭和53年生		平成16年7月16日	25万 円
					平成16年12月21日	11万 円
					平成17年7月29日	16万 円
					平成17年12月21日	31万 7,000 円
					平成18年7月21日	18万 円
					平成18年12月8日	32万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7454	男		昭和50年生		平成16年7月16日	18万4,000円
					平成16年12月21日	25万円
					平成17年7月29日	19万円
					平成17年12月21日	25万円
					平成18年7月21日	19万円
					平成18年12月8日	25万円
7455	女		昭和48年生		平成16年7月16日	16万2,000円
					平成16年12月21日	21万円
					平成17年7月29日	17万2,000円
					平成17年12月21日	21万6,000円
					平成18年7月21日	17万円
					平成18年12月8日	22万円
7456	男		昭和45年生		平成16年7月16日	19万2,000円
					平成16年12月21日	26万円
					平成17年7月29日	19万2,000円
					平成17年12月21日	26万円
					平成18年7月21日	19万2,000円
					平成18年12月8日	26万円
7457	男		昭和34年生		平成16年7月16日	22万5,000円
					平成16年12月21日	12万円
7458	女		昭和55年生		平成16年7月16日	16万8,000円
					平成16年12月21日	6万5,000円
					平成17年7月29日	10万円
					平成17年12月21日	13万2,000円
					平成18年7月21日	10万円
					平成18年12月8日	13万8,000円
7459	男		昭和53年生		平成16年7月16日	16万8,000円
					平成16年12月21日	7万円
					平成17年7月29日	9万円
					平成17年12月21日	13万2,000円
					平成18年7月21日	11万円
					平成18年12月8日	14万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7460	女		昭和54年生		平成16年7月16日	17万 円
					平成16年12月21日	22万 円
					平成17年7月29日	17万 6,000 円
7461	女		昭和55年生		平成16年7月16日	18万 4,000 円
					平成16年12月21日	23万 5,000 円
					平成17年7月29日	18万 4,000 円
					平成17年12月21日	24万 円
					平成18年7月21日	18万 4,000 円
					平成18年12月8日	24万 1,000 円
7462	男		昭和35年生		平成16年7月16日	23万 2,000 円
					平成16年12月21日	11万 6,000 円
					平成17年7月29日	13万 円
					平成17年12月21日	17万 4,000 円
					平成18年7月21日	13万 円
					平成18年12月8日	14万 円
7463	女		昭和28年生		平成16年7月16日	2万 円
					平成16年12月21日	5,000 円
					平成17年7月29日	5,000 円
					平成17年12月21日	5,000 円
					平成18年7月21日	5,000 円
					平成18年12月8日	5,000 円
7464	男		昭和42年生		平成16年7月16日	38万 円
					平成16年12月21日	25万 円
					平成17年7月29日	40万 円
					平成17年12月21日	75万 円
					平成18年7月21日	45万 円
					平成18年12月8日	78万 円
7465	男		昭和43年生		平成16年7月16日	34万 円
					平成16年12月21日	20万 円
					平成17年7月29日	36万 円
					平成17年12月21日	70万 円
					平成18年7月21日	42万 円
					平成18年12月8日	75万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7466	男		昭和25年生		平成16年7月16日	27万 円
					平成16年12月21日	13万 円
					平成17年7月29日	24万 円
					平成17年12月21日	35万 2,000 円
					平成18年7月21日	32万 円
					平成18年12月8日	45万 円
7467	男		昭和22年生		平成16年7月16日	20万 4,000 円
					平成16年12月21日	10万 円
					平成17年7月29日	15万 円
					平成17年12月21日	23万 2,000 円
					平成18年7月21日	18万 円
					平成18年12月8日	23万 円
7468	男		昭和24年生		平成16年7月16日	28万 円
					平成16年12月21日	14万 円
					平成17年7月29日	22万 円
					平成17年12月21日	35万 円
					平成18年7月21日	24万 円
					平成18年12月8日	44万 円
7469	女		昭和59年生		平成16年7月16日	17万 6,000 円
					平成16年12月21日	22万 円
					平成17年7月29日	16万 5,000 円
					平成17年12月21日	22万 円
7470	男		昭和20年生		平成16年7月16日	10万 円
					平成16年12月21日	2万 円
					平成17年7月29日	1万 5,000 円
					平成17年12月21日	3万 円
7471	男		昭和26年生		平成16年7月16日	8万 円
					平成16年12月21日	4万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7472	男		昭和40年生		平成16年7月16日	3万 円
					平成16年12月21日	3万 円
					平成17年7月29日	2万 円
					平成17年12月21日	16万 6,000 円
					平成18年7月21日	11万 円
7473	女		昭和55年生		平成16年7月16日	4万 8,000 円
					平成16年12月21日	17万 円
					平成17年7月29日	20万 円
					平成17年12月21日	25万 2,000 円
					平成18年7月21日	19万 2,000 円
					平成18年12月8日	26万 円
7474	男		昭和44年生		平成16年7月16日	3万 7,000 円
					平成16年12月21日	20万 円
					平成17年7月29日	20万 円
					平成17年12月21日	27万 円
					平成18年7月21日	20万 円
					平成18年12月8日	28万 円
7475	男		昭和56年生		平成16年7月16日	3万 4,000 円
					平成16年12月21日	16万 円
					平成17年7月29日	18万 4,000 円
					平成17年12月21日	23万 円
					平成18年7月21日	18万 円
					平成18年12月8日	23万 5,000 円
7476	女		昭和60年生		平成16年7月16日	3万 2,000 円
					平成16年12月21日	15万 円
					平成17年7月29日	17万 円
					平成17年12月21日	22万 4,000 円
					平成18年7月21日	17万 円
					平成18年12月8日	22万 4,000 円
7477	女		昭和52年生		平成16年7月16日	3万 4,000 円
					平成16年12月21日	18万 円
					平成17年7月29日	19万 円
					平成17年12月21日	24万 1,000 円
					平成18年7月21日	19万 円
					平成18年12月8日	26万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7478	男		昭和58年生		平成16年7月16日	5万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	7万 円
					平成17年12月21日	9万 円
					平成18年7月21日	10万 円
					平成18年12月8日	15万 円
7479	男		昭和55年生		平成16年7月16日	19万 円
					平成16年12月21日	11万 円
7480	女		昭和28年生		平成16年7月16日	4万 円
					平成16年12月21日	5万 円
					平成17年7月29日	5万 円
					平成17年12月21日	5万 円
					平成18年7月21日	4万 5,000 円
					平成18年12月8日	5万 円
7481	女		昭和56年生		平成16年12月21日	5万 6,000 円
					平成17年7月29日	17万 6,000 円
					平成17年12月21日	22万 円
					平成18年7月21日	17万 6,000 円
					平成18年12月8日	23万 1,000 円
7482	女		昭和41年生		平成16年12月21日	11万 5,000 円
					平成17年7月29日	18万 4,000 円
					平成17年12月21日	24万 1,000 円
					平成18年7月21日	18万 4,000 円
					平成18年12月8日	24万 1,000 円
7483	女		昭和59年生		平成17年7月29日	3万 3,000 円
					平成17年12月21日	19万 8,000 円
					平成18年7月21日	17万 6,000 円
					平成18年12月8日	22万 円
7484	女		昭和59年生		平成17年7月29日	3万 3,000 円
					平成17年12月21日	20万 9,000 円
					平成18年7月21日	17万 6,000 円
					平成18年12月8日	22万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7485	女		昭和61年生		平成17年7月29日	16万 2,000 円
					平成17年12月21日	21万 6,000 円
					平成18年7月21日	17万 円
					平成18年12月8日	22万 円
7486	女		昭和57年生		平成17年7月29日	16万 5,000 円
					平成17年12月21日	22万 円
					平成18年7月21日	17万 6,000 円
7487	男		昭和53年生		平成17年7月29日	13万 円
					平成17年12月21日	29万 円
					平成18年7月21日	18万 円
					平成18年12月8日	30万 円
7488	男		昭和25年生		平成17年7月29日	4万 円
					平成17年12月21日	8万 円
					平成18年7月21日	15万 円
					平成18年12月8日	16万 円
7489	女		昭和47年生		平成17年7月29日	3万 円
					平成17年12月21日	4万 円
					平成18年7月21日	4万 円
					平成18年12月8日	6万 5,000 円
7490	男		昭和24年生		平成17年7月29日	3万 円
					平成17年12月21日	3万 円
					平成18年7月21日	3万 円
					平成18年12月8日	6万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7491	男		昭和28年生		平成17年12月21日	2万 円
					平成18年7月21日	1万 5,000 円
					平成18年12月8日	3万 円
7492	男		昭和49年生		平成17年12月21日	15万 円
					平成18年7月21日	17万 円
					平成18年12月8日	17万 円
7493	女		昭和61年生		平成18年7月21日	10万 円
					平成18年12月8日	21万 円
7494	男		昭和30年生		平成18年7月21日	16万 円
					平成18年12月8日	18万 円
7495	男		昭和36年生		平成18年7月21日	16万 円
					平成18年12月8日	18万 円
7496	女		昭和29年生		平成18年7月21日	5万 円
					平成18年12月8日	5万 円
7497	女		昭和32年生		平成18年7月21日	5万 円
					平成18年12月8日	5万 円
7498	女		昭和57年生		平成18年7月21日	14万 円
					平成18年12月8日	15万 円
7499	女		昭和34年生		平成18年7月21日	11万 円
					平成18年12月8日	15万 円
7500	女		昭和61年生		平成18年7月21日	13万 円
					平成18年12月8日	24万 円
7501	女		昭和46年生		平成18年7月21日	11万 円
7502	男		昭和50年生		平成18年7月21日	16万 1,000 円
					平成18年12月8日	20万 円
7503	女		昭和57年生		平成18年7月21日	2万 5,000 円
					平成18年12月8日	20万 円
7504	男		昭和26年生		平成18年7月21日	1万 円
					平成18年12月8日	15万 2,000 円
7505	女		昭和60年生		平成18年7月21日	2万 2,000 円
7506	女		昭和62年生		平成18年7月21日	2万 1,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7507	女		昭和61年生		平成18年7月21日	15万4,000円
					平成18年12月8日	23万1,000円
7508	女		昭和56年生		平成18年7月21日	2万5,000円
					平成18年12月8日	19万8,000円
7509	男		昭和23年生		平成18年7月21日	2万円
					平成18年12月8日	2万円
7510	男		昭和27年生		平成18年12月8日	3万円
7511	男		昭和49年生		平成18年7月21日	3万円
					平成18年12月8日	5万円
7512	女		昭和46年生		平成18年7月21日	1万円
7513	男		昭和24年生		平成18年7月21日	2万円
					平成18年12月8日	4万円
7514	女		昭和49年生		平成18年12月8日	16万円
7515	女		昭和50年生		平成18年12月8日	13万円
7516	女		昭和57年生		平成18年12月8日	13万円
7517	女		昭和38年生		平成18年12月8日	20万円
7518	女		昭和57年生		平成18年12月8日	13万5,000円
7519	女		昭和40年生		平成18年12月8日	10万6,000円
7520	女		昭和58年生		平成18年12月8日	12万円
7521	女		昭和52年生		平成18年12月8日	4万4,000円
7522	女		昭和55年生		平成18年12月8日	10万6,000円
7523	女		昭和60年生		平成18年12月8日	10万円
7524	女		昭和42年生		平成18年12月8日	11万円
7525	女		昭和56年生		平成18年12月8日	7万円
7526	女		昭和57年生		平成18年12月8日	10万6,000円
7527	女		昭和54年生		平成18年12月8日	4万3,000円
7528	男		昭和36年生		平成18年12月8日	5万円
7529	女		昭和52年生		平成18年12月8日	8万8,000円
7530	女		昭和48年生		平成18年12月8日	4万5,000円
7531	男		昭和47年生		平成18年12月8日	3万円
7532	男		昭和57年生		平成18年12月8日	4万6,000円
7533	女		昭和54年生		平成18年12月8日	2万5,000円
7534	男		昭和58年生		平成18年12月8日	2万5,000円
7535	女		昭和59年生		平成18年12月8日	11万8,000円
7536	女		昭和61年生		平成18年12月8日	5万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月21日、18年7月21日及び同年12月8日はそれぞれ17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月8日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された賞与変動項目一覧表により、申立人は、平成17年12月21日、18年7月21日及び同年12月8日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与変動項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、それぞれ17万円とすることが必要

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 24 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②について、A社は、平成 21 年 9 月 24 日に申立人に係る 16 年 12 月 21 日及び 17 年 7 月 29 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、同社から提出された申立期間①及び②の賞与変動項目一覧表により、申立人の当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月21日は16万5,000円、18年7月21日は11万円、同年12月8日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月8日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された賞与変動項目一覧表により、申立人は、平成17年12月21日、18年7月21日及び同年12月8日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与変動項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、申立期間③は16万5,000円、申立

期間④は 11 万円、申立期間⑤は 18 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 24 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②について、A社は、平成 21 年 9 月 24 日に申立人に係る 16 年 12 月 21 日及び 17 年 7 月 29 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、同社から提出された申立期間①及び②の賞与変動項目一覧表により、申立人の当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月21日は22万円、18年7月21日は17万6,000円、同年12月8日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月8日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された賞与変動項目一覧表により、申立人は、平成17年12月21日、18年7月21日及び同年12月8日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与変動項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、申立期間③は22万円、申立期間④

は17万6,000円、申立期間⑤は23万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月24日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②について、A社は、平成21年9月24日に申立人に係る16年12月21日及び17年7月29日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第75条の規定により保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、同社から提出された申立期間①及び②の賞与変動項目一覧表により、申立人の当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 30 日まで
平成 21 年に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、退職後に脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 33 年 8 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 2 回の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和33年1月10日から同年3月1日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を同年1月10日に、資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和33年3月1日から同年4月20日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月4日から同年4月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C工場及び同社D支社に勤務した申立期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する職員原簿の記録から、申立人は、臨時雇として昭和33年1月10日にA社C工場に入社し、同年3月1日に同社D支社に異動していることが確認でき、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

A社C工場における厚生年金保険の取り扱いについて、B社の総務担当者は、新卒又は中途採用の臨時雇用であっても厚生年金保険に加入させていたと供述していること、及び申立人から提出されたE厚生年金基金の「年金受

給待期開始通知書[裁定]」には、申立期間が算入されていることが確認できることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 33 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、B 社が保管する職員原簿に記録されている同年 4 月の初任本給が日給 500 円であること、申立人の同年 4 月のオンライン記録の標準報酬月額が 1 万 4,000 円であること、及び同社の総務担当者が「C 工場での給与も日給 500 円であったと思う。」と回答していることから、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、当時の資料が無いことから不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 4 月 20 日までの期間については、雇用保険の記録及び B 社の回答から、申立人は A 社 D 支社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 33 年 3 月の標準報酬月額は、同年 4 月のオンライン記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社には当時の資料が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の報酬月額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 45 年 6 月 26 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 6 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。同社には昭和 45 年 6 月 26 日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 45 年 6 月 26 日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 45 年 6 月 26 日）以降の同年 8 月 25 日に、申立人の同社における資格喪失日がさかのぼって同年 3 月 31 日と記録されている。

また、申立人はA社において、経理事務及び社会保険事務の補助的業務に従事していたとしているところ、同社の商業登記簿謄本によれば申立人は取締役になっていない。

さらに、申立人の同僚が所持していた申立期間の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているのが確認でき、申立人も申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において昭和 45 年 8 月 25 日付けで行われた処理は事実即したものと認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 45 年 6 月 26 日であると認めら

れる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが必要である。

東京厚生年金 事案 7551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、出向先のB社からA社に復職した際の厚生年金保険の資格取得日が昭和40年10月1日と記載されているため、申立期間が未加入となっていることがわかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務し(昭和40年9月30日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に何らかのミスがあったと思うとしていることから、事業主が昭和40年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和26年12月25日から27年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、昭和27年1月1日から同年2月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月25日から27年2月10日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に、同社C支店から同社本社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年12月25日から27年1月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人はA社C支店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥

当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 27 年 1 月 1 日から同年 2 月 10 日までの期間については、雇用保険の加入記録、B 社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は A 社本社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社本社における昭和 27 年 2 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に、資格喪失日に係る記録を46年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から46年4月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和45年6月26日から46年4月20日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B厚生年金基金発行の申立人の加入員期間に係る回答文書、同基金が保管する加入員記録原簿及び申立人から提出された厚生年金基金加入員証の記録により、申立人は昭和45年7月1日から46年4月20日まで厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金が保管する加入員記録原簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届(被保険者報酬月額算定基礎届を含む。)を提出する機会があったこととなるが、い

ずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和29年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月26日から同年10月1日まで
ねんきん特別便により、A社B店に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社には入社以来、転勤はあったが継続して勤務しており、申立期間についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B店の退社台帳及び同社C店の厚生年金台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社B店発行の在籍証明書では、申立人は昭和27年9月11日から29年9月5日まで同社B店に在籍していたと証明されている。

また、A社が昭和29年10月31日に発行した社報では、申立人は同年9月5日付けでA社B店から同社C店への人事異動が発令されているのが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社C店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年10月1日であり、申立人が人事異動の発令を受けた同年9月5日は、同社C店は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そこで、オンライン記録で、申立人と同様に昭和29年9月5日に人事異動の発令を受けた同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、いずれも同年10

月 1 日と記録されており、同僚の前勤務地における資格喪失日は同年 10 月 1 日である。

これらのことから、申立人は申立期間において、前勤務地である A 社 B 店にて、厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 店における昭和 29 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月19日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び同社社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社において継続して勤務し（昭和35年12月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、同社C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事情を知る担当者もいないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月18日から同年3月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間も、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び退職金計算書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年2月18日に同社船員従業員から同社陸上従業員へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無く不明としているものの、下船後の厚生年金保険の届出に誤りがあったのではないかとしていることから、事業主が昭和50年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業団に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年8月1日、資格喪失日が48年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A事業団に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同事業団には、昭和48年7月31日まで勤務していたので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業団が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が、同事業団に昭和48年7月31日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業団における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格喪失年月日の訂正に係る届出を行ったものであるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭

和 48 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和40年12月25日であると認められることから、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年11月の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年9月から19年9月25日まで
② 昭和20年8月26日から同年11月まで
③ 昭和35年7月から40年5月1日まで
④ 昭和40年11月20日から41年9月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社C工場に勤務した申立期間①及び②、A社に勤務した期間のうち申立期間③及び④の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社に勤務した期間は、国民年金の保険料も支払っていたと記憶している。申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人の厚生年金保険被保険者原票により、A社における申立人の資格喪失日は、当初、昭和40年12月25日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年11月20日）の後の41年5月10日付けで、40年11月20日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日をさかのぼって昭和40年11月20日に訂正されている5名についても、当該事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書において、当初の資格喪失日は同年12月25日であったことが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、常時5人以上の従業員が在籍していたことから、当時の厚生年金保険法における適用事業所要件を満た

していたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の被保険者資格の喪失処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の社会保険事務所の記録から昭和40年12月25日であると認められる。

なお、昭和40年11月の標準報酬月額は、申立人のA社における同年10月の社会保険事務所の記録から、6万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間④のうち、昭和40年12月25日から41年9月までの期間については、上記被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者原票における申立人の資格喪失日は一致しており、社会保険事務所の処理に不自然さは無い。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金保険料も同時に納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、昭和49年に行われた特例納付（同年1月1日から50年12月31日まで実施）により納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない上、雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間①については、申立人は、B社C工場で栄養士として勤務していたとしている。

しかしながら、B社の継承会社であるD社は、前身の事業所に在籍していた者の人事記録等を管理しておらず、申立人の申立期間①における在籍及び厚生年金保険等の届出状況については不明としている。

そこで、申立期間①を含む前後の期間について、健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が共に同社C工場から同社E工場に出張勤務したと記憶している同僚の同社C工場における被保険者記録についても確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、申立人は、申立期間①の従業員と共にB社C工場で残務整理をしていたとしている。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、B社C工場は、昭和20年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間③については、A社における雇用保険の加入記録が、昭和38年9月12日から40年6月30日までとなっており、申立期間③の一部の期間について、勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年5月1日であり、申立期間③のうち、35年7月から38年4月30日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社では、同社が提出した申立人に係る被保険者資格取得確認通知書において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和40年5月1日となっていることから、申立人は、申立期間③当時は厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もされていなかった旨の回答をしている。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和36年4月から40年4月までは国民年金の特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施）により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④のうち昭和40年12月25日から41年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月23日から同年8月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が証明する在職期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の人事記録に記載が無く不明としているが、申立人の証言から判断して、昭和35年8月1日とすることが妥当である。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細表等における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表

参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 28 日に事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7567	男		昭和40年生		平成15年7月25日	2万 1,000円
					平成15年12月25日	2万 1,000円
					平成16年8月11日	2万 6,000円
					平成16年12月25日	2万 5,000円
					平成17年9月26日	2万 6,000円
					平成17年12月26日	2万 6,000円
					平成18年7月25日	39万 7,000円
					平成18年12月25日	39万 6,000円
7568	女		昭和50年生		平成15年7月25日	1万 4,000円
					平成15年12月25日	1万 4,000円
					平成16年8月11日	1万 5,000円
					平成16年12月25日	1万 5,000円
					平成17年9月26日	1万 5,000円
					平成17年12月26日	1万 5,000円
					平成18年7月25日	23万 3,000円
					平成18年12月25日	23万 2,000円
7569	男		昭和27年生		平成15年7月25日	2万 5,000円
					平成15年12月25日	2万 5,000円
					平成16年8月11日	2万 5,000円
					平成16年12月25日	2万 5,000円
					平成17年9月26日	2万 4,000円
					平成17年12月26日	2万 4,000円
					平成18年7月25日	36万 1,000円
					平成18年12月25日	36万 1,000円
7570	女		昭和55年生		平成15年7月25日	1万 3,000円
					平成16年8月11日	1万 4,000円
					平成15年12月25日	1万 3,000円
					平成16年12月25日	1万 4,000円
					平成17年9月26日	1万 4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7571	女		昭和55年生		平成15年7月25日	1万 3,000円
					平成15年12月25日	1万 3,000円
7572	女		昭和29年生		平成18年12月25日	24万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 4 日に事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7573	女		昭和21年生		平成17年12月25日	34万 1,000円
7574	女		昭和30年生		平成17年12月25日	24万 3,000円
					平成18年12月25日	25万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及び子会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間も両社に継続して勤務し、保険料も控除されていたため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出のあった社員台帳、在籍証明書、社史及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記雇用保険の加入記録では、申立人がA社からB社へ出向したのは、昭和41年4月21日であると記録されているが、在籍証明書及び社史によると、申立人がA社からB社へ出向したのは、B社が設立された40年8月20日であり、オンライン記録では、申立人が同日から41年4月21日までは引き続きA社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年5月1日であり、40年8月20日から41年5月1日までの期間、同社は適用事業所となっていないが、事業主は、同社が適用事業所となるまでの期間については、引き続きA社において厚生年金保険料を控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間において、同社における厚生年金保険の被保険者であったものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和41年4月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月21日から同年2月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和63年2月20日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した出勤簿兼賃金計算簿により、申立人がA社に昭和63年2月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記出勤簿兼賃金計算簿の総支給額及び保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年10月を32万円に、14年4月を36万円に、同年5月を34万円に、同年7月を36万円に、同年9月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④については、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額については、申立期間②を60万円に、申立期間③を30万円に、申立期間④を70万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月1日から19年9月30日まで
② 平成16年12月5日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年12月5日

社会保険事務所（当時）のねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間①の標準報酬月額が、月額変更届及び算定基礎届に通勤手当や時間外手当等が算入されずに届出されており、また、申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②、③及び④の訂正記録は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細

書により、申立人は申立期間①のうち、平成13年10月、14年4月、同年5月、同年7月及び同年9月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額から、当該期間のうち、平成13年10月は32万円、14年4月は36万円、同年5月は34万円、同年7月は36万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る標準報酬月額に係る手続を誤ったとして、変更の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のその他の期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②を60万円、申立期間③を30万円、申立期間④を70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与に係る手続を誤ったとして、被保険者賞与支払届を当該保険料が徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録をそれぞれ平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月29日から12年1月5日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社と関連会社のB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及び在籍証明書から、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(平成12年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額及び保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成11年12月29日を資格喪失日として、また、12年1月5日を資格取得日としてそれぞれ届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る11年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る

申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社本社における昭和39年12月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和40年1月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7592	男		昭和43年生		平成18年12月12日	34万円
7593	男		昭和45年生		平成18年12月12日	30万円
7594	男		昭和45年生		平成18年12月12日	33万円
7595	男		昭和39年生		平成18年12月12日	15万円

東京厚生年金 事案 7596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が提出している在籍証明書及び同社B支店の支店長の供述から判断すると、申立人は、昭和50年5月1日に同社同支店を異動した後、同社本社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案7602

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年11月6日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和56年3月から同年10月までの期間の標準報酬月額は、11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から57年1月13日まで
ねんきん特別便により、A社及びその後継会社であるB社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。給与支払明細書を提出するので当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間のうち昭和56年3月31日から同年11月5日までの期間、A社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む15人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年9月13日）の後の57年1月7日に、さかのぼって56年3月31日と記録されている。

しかしながら、A社の商業登記簿から、申立期間当時、同社が法人事業所であることが確認でき、オンライン記録等により常時5人以上の従業員が在籍していたと判断されることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が適用事業所でなくなった処理、及び申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認めら

れず、申立人のA社における資格喪失日は雇用保険の記録から、昭和56年11月6日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和56年11月6日から57年1月13日までの期間については、給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人はB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、オンライン記録から昭和57年1月13日に適用事業所となっており、それ以前に適用事業所としての記録は確認できない。

また、上記給与支給明細書では、昭和56年11月の厚生年金保険料が控除されているが、同年12月に当該保険料が返還され、その後、57年1月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、B社は、同社が適用事業所となった同年1月13日に申立人を厚生年金保険に加入させ、同月から厚生年金保険の控除を開始していることが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和56年11月6日から57年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7605

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、昭和63年10月から平成元年11月までの期間は47万円、同年12月から4年8月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成4年9月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和63年10月から平成元年11月までの期間は47万円、同年12月から4年8月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年3月31日以降の7年2月3日に、昭和63年10月から平成4年8月までの期間について30万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成3年3月18日に代表取締役を辞任し、また、同年7月31日には取締役を退任していることが確認できることから、上記標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時は役員でなかったことが認められる。

さらに、上記謄本により取締役であったことが確認できる申立人の同僚は、「自分はA社を平成5年10月ごろに退職したが、申立人は自分が退職する約

1年前には同社を退職していた。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、昭和63年10月から平成元年11月までの期間は47万円、同年12月から4年8月までの期間は53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年7月から17年8月までの期間は34万円、同年9月から18年8月までの期間は38万円、同年9月から19年4月までの期間は41万円とされているところ、これらの額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の記録から、16年7月から19年4月までの期間について24万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、平成16年7月から17年2月までの期間は32万円、同年3月から19年4月までの期間は38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、16年7月から同年9月までの期間は32万円、同年10月は26万円、同年11月から17年2月までの期間は32万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までの期間は38万円、18年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は38万円、19年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、平成16年12月17日、17年7月15日、同年12月16日、18年7月21日及び同年12月22日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、これらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人のこれらの期間における標準賞与額に係る記録を、16年12月17日は2万9,000円、17年7月15日は29万円、同年12月16日は35万円、18年7月21日は38万円、同年12月22日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間のうち、平成 16 年 12 月 17 日、17 年 7 月 15 日、同年 12 月 16 日、18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 22 日に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月に、16 年 7 月から 17 年 8 月までの期間は 34 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までの期間は 38 万円、同年 9 月から 19 年 4 月までの期間は 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円、38 万円及び 41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間に係る給料明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、平成 16 年 7 月から 17 年 2 月までの期間は 32 万円、同年 3 月から 19 年 4 月までの期間は 38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書の写しにおいて

確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年7月から同年9月までの期間は32万円、同年10月は26万円、同年11月から17年2月までの期間は32万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までの期間は38万円、18年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は38万円、19年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成16年12月17日、17年7月15日、同年12月16日、18年7月21日及び同年12月22日については、申立人から提出のあった賞与明細書の写し及びA社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、これらの期間に同社から賞与の支払を受け、16年12月17日は2万9,000円、17年7月15日は29万円、同年12月16日は35万円、18年7月21日は38万円、同年12月22日は40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成16年12月17日、17年7月15日、同年12月16日、18年7月21日及び同年12月22日に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、16年12月17日は2万9,000円、17年7月15日は29万円、同年12月16日は35万円、18年7月21日は38万円、同年12月22日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対して、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間のうち、平成16年12月17日、17年7月15日、同年12月16日、18年7月21日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係るこれらの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7607

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年1月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年9月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成4年9月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に平成4年9月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む5人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日(以下「全喪日」という。)以降の4年1月24日に、3年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定がさかのぼって取り消された上で、4年1月27日に、同社における厚生年金保険の被保険者資格を3年8月31日に喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社の申立人以外の被保険者(一人)について、全喪日以降の平成3年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録が、同様に全喪日以降の4年1月24日に、さかのぼって取り消されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたことが確認でき、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたも

のと認められることから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社から税務関係事務を委託されていた税理士は、「申立人は経理事務を担当していたものの、社会保険関係の届出等の事務は社会保険労務士が行っていた。また、会社の代表者印は代表取締役が管理していた。したがって、申立人は、社会保険関係の届出等に関する決定権限を有していなかった。」旨供述していること等から、申立人は、資格喪失に係る届出等の社会保険関係事務について実質的な権限が無く、上記資格喪失処理に関与していないと認められる。

なお、A社の当時の代表取締役は既に死亡しているため供述が得られず、申立てに係る資格喪失処理が行われた当時の状況等について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である4年1月27日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年1月27日から同年9月15日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に同年9月15日まで継続して勤務していたことは認められるものの、申立人から提出のあった「平成4年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成4年1月27日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成4年1月27日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7608

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成14年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月15日から同年2月16日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間における同社での勤務について確認できる資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は平成14年2月15日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日が平成10年10月1日、離職日が14年2月15日であることが確認できることから、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失証明書」(A社が発行)により、申立人の同社における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成14年2月16日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった厚生年金基金の「年金支給義務承継通知書」(B会(当時)が発行)により、申立人のC厚生年金基金(当時)における資格喪失日が平成14年2月16日であることが確認できる。

加えて、D健康保険組合から提出のあった記録では、申立人の被保険者資格喪失日が平成14年2月16日とされている。そして、同組合では、当時、A社からの届出書は、複写式の様式であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成14年2月16日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保

険事務所に対して行ったことが認められる。

東京厚生年金 事案 7609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格取得日に係る記録を昭和47年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月6日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事務所には昭和47年1月6日から申立期間を含め継続して勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人が申立期間にA事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書及び昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めており、また、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が昭和47年2月1日を申立人の資格取得日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7610～7621（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7610	女		昭和23年生		平成16年6月30日	148万 6,000円
					平成18年6月30日	150万円
7611	男		昭和21年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
7612	女		昭和34年生		平成16年6月30日	120万円
					平成18年6月30日	113万 5,000円
7613	男		昭和25年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
7614	男		昭和25年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
7615	女		昭和40年生		平成16年6月30日	140万 1,000円
					平成18年6月30日	150万円
7616	女		昭和37年生		平成16年6月30日	130万 9,000円
					平成18年6月30日	150万円
7617	男		昭和34年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
7618	男		昭和38年生		平成16年6月30日	149万 2,000円
					平成18年6月30日	150万円
7619	女		昭和38年生		平成16年6月30日	111万 1,000円
					平成18年6月30日	126万 4,000円
7620	女		昭和44年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
7621	女		昭和24年生		平成16年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7622	男		昭和20年生		平成16年6月30日	141万 7,000円
7623	男		昭和23年生		平成16年6月30日	150万 円
7624	女		昭和28年生		平成16年6月30日	150万 円
7625	男		昭和19年生		平成16年6月30日	150万 円
7626	女		昭和20年生		平成16年6月30日	150万 円
7627	女		昭和20年生		平成16年6月30日	150万 円
7628	男		昭和29年生		平成16年6月30日	136万 5,000円
7629	女		昭和25年生		平成16年6月30日	129万 4,000円
7630	女		昭和33年生		平成16年6月30日	150万 円
7631	女		昭和36年生		平成16年6月30日	65万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7632	女		昭和25年生		平成18年6月30日	143万 3,000円
7633	女		昭和36年生		平成18年6月30日	150万 円
7634	女		昭和49年生		平成18年6月30日	87万 円

第1 委員会の結論

事業主は、昭和24年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年7月から24年9月までの期間の標準報酬月額については、600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月31日から24年10月31日まで
② 昭和28年10月1日から29年4月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①については、A社に係る資格喪失日が異なっており、申立期間②については、C社に係る資格喪失日が異なっていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和23年1月ごろから2年くらい勤務したと供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳において資格取得日は23年1月1日、資格喪失日は24年10月31日と明記されていることが確認でき、申立人の供述とほぼ一致している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者の資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は同年7月31日と記載されている。また、書換え前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格取得日は同年1月1日と記載されており、上記被保険者台帳の資格喪失日と一致していないことから、社会保険事務所における当該被保険者名簿の記録管理が適正であったとは言い切れない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が昭和 24 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は C 社を退職した後、D 社に入社するまでの間、9 か月もの空白期間は無いと主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の C 社における資格取得日は昭和 27 年 9 月 1 日、資格喪失日は 28 年 10 月 1 日と明記されていることが確認できる。

また、C 社における申立期間②当時の従業員は既に亡くなっており、又は居所不明であることから、申立期間②当時の勤務の状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、C 社における商業登記の記録は確認できず、昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから事業主に照会ができず、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年5月から10年2月までの期間は59万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から10年10月31日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では機械の製作、アフターサービス等の仕事をしており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は申立期間のうち、平成10年1月及び2月は59万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から10年2月までの期間は59万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円と記録されていたところ、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年11月1日）前の同年5月1日付けで、8年5月から10年2月までの期間について30万円にさかのぼって訂正され、さらに、同社が適用事業所でなくなった日の後の同年11月24日付けで、8年11月から10年9月までの期間について、9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の代表取締役、他の取締役及び従業員等に照会したところ、複数の者が、「申立人は機械の製作、保守等の担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額^{ぞきゅう}の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年5月1日付け及び同年11月24日付けで行われた^{ぞきゅう}訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^{おぼ}え難く、申立人の標準報酬月額についてさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は無いことから、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年5月から10年2月までの期間については59万円、同年3月から同年9月までの期間については30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和26年4月1日、資格喪失日が同年12月1日とされ、当該期間のうち同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、昭和25年4月1日から60年2月25日までA社に勤務した期間のうち、申立期間が保険給付に反映されていない。同社には申立期間も継続して勤務していたので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和26年12月1日に同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、資格喪失年月日の訂正に係る届出を行ったものであるとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 26 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、C社)における申立期間①に係る資格喪失日は、昭和41年9月17日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月16日から同年9月17日まで
② 昭和42年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い。しかし、同社には昭和38年6月から継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びC社から提出された年金加入記録証明書により、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社は、「申立人の厚生年金保険の資格喪失年月日を当時の担当者が誤って届け出たものと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年9月17日であると認められる。

申立期間②については、上記の雇用保険の加入記録及び年金加入記録証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年5月1

日に同社船員従業員から同社陸上従業員へ異動)、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和42年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月15日から41年2月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間に同社B事業部から同社本社に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年2月1日に同社B事業部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月1日から50年1月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間について、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月2日から50年1月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和48年12月1日から50年1月21日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により48年12月から49年9月までは8万円、同年10月から同年12月までは13万4,000円とされている。

しかし、申立人から提出された昭和49年分及び50年分の確定申告書の社会保険料控除額により、申立人は、昭和48年12月1日から50年1月21日までその主張する標準報酬月額(16万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡しているため照会できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

2 昭和41年11月2日から48年12月1日までの期間について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月2日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年7月2日に親会社のB社からA社へ移籍したが、申立期間も継続して勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に関して申立人と同一の期間について年金記録の訂正を申し立て、既に総務大臣によりあっせんされた同僚は、「申立人を含む12名がB社からA社に同時に移籍した。」と供述している。

A社は、「前回、申立人の同僚の申立てに際し、当該同僚の昭和46年7月分の給与明細書は、当社が発行したものであることを確認しており、申立人を含む12人のB社から当社への異動日は、同年7月2日であると思われる。」と回答している。

また、A社は、「既にあっせんされた同僚について、厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、昭和46年7月2日から同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 8 月の社会保険事務所の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 46 年 8 月 1 日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月2日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年7月2日に親会社のB社から、A社へ移籍したが、申立期間も継続して勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に関して申立人と同一の期間について年金記録の訂正を申し立て、既に総務大臣によりあっせんされた同僚は、「申立人を含む12名がB社からA社に同時に移籍した。」と供述している。

A社は、「前回、申立人の同僚の申立てに際し、当該同僚の昭和46年7月分の給与明細書は、当社が発行したものであることを確認しており、申立人を含む12人のB社から同社への異動日は、同年7月2日であると思われる。」と回答している。

また、A社は、「既にあっせんされた同僚について、厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、昭和46年7月2日から同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 8 月の社会保険事務所の記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 46 年 8 月 1 日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 20 日から 58 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された昭和 57 年分及び 58 年分の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」(以下「賃金台帳」という。)により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務したことが確認できる。

しかし、賃金台帳により、申立期間のうち昭和 57 年 4 月の厚生年金保険料は控除されているが、同年 5 月以降は控除されていないことが確認できることから、申立人は、申立期間のうち同年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和51年4月5日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年11月から51年3月までの標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月30日から51年4月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和51年4月5日まで継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び従業員の供述から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和49年10月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年11月30日に資格を喪失したことが記録されているが、同資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった51年3月31日の後の同年4月22日付けで行われており、同日には、申立人を含む7人の資格喪失処理がさかのぼって行われていることが認められる。

なお、上記の申立人を含む従業員の資格喪失処理前の記録から、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における被保険者資格の喪失日を昭和51年4月5日に訂正すること

が必要である。

なお、昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月までの標準報酬月額については、50 年 10 月の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成6年9月7日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については、41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年9月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が平成5年9月20日から6年9月25日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年5月31日の後の同年9月7日の処理日で、同年8月17日に処理された標準報酬月額の定時決定の記録が取り消されるとともに、同年5月31日に資格を喪失した旨の処理が行われており、同日には、申立人を含む26人の資格喪失処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

なお、上記の申立人を含む従業員の資格喪失処理前の記録から、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の

同社における被保険者資格の喪失日は、当該処理が行われた平成6年9月7日に訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については、同年4月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月26日から6年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間には、同社からB社へ異動したが、グループ会社間の異動であり、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された諸給与支払内訳明細書及び回答書により、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社は平成6年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の異動前のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、諸給与支払内訳明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、事業主から当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る平成5年12月及び6年1月に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和24年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和24年4月に入社してから27年6月に退職するまで、A社が管轄するC事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の記録を引き継いだD事業所が保管している厚生年金保険並びに健康保険被保険者連名簿、当該事業所からの回答書及び供述から判断すると、申立人はA社が管轄する事業所に継続して勤務し（昭和24年8月31日にC事業所内のE事業所からC事業所内のB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B事業所）における昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の記録を引き継いだD事業所では、保険料を納付したか否かについては当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

オンライン記録では、A社における申立期間の標準報酬月額は44万円になっている。しかし、同社が加入する厚生年金基金等の加入記録では、申立期間の標準報酬月額は50万円と記録されており、給与明細表の保険料控除金額から計算した標準報酬月額も同額になると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細表並びにA社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社では、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への各種の届出は、複写式の届出様式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月6日から37年6月21日まで
② 昭和37年8月3日から同年11月26日まで
③ 昭和37年12月4日から38年4月10日まで
④ 昭和38年4月11日から45年3月1日まで

平成19年5月ごろ、社会保険事務所（当時）に自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が最初に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月22日から41年8月7日まで
② 昭和41年7月21日から46年10月31日まで

平成21年5月ごろ、ねんきん特別便を見て、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る最終事業所を退職する際に、脱退手当金に関する説明は受けていないし、請求もしていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。なお、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、申立期間当時交付されたものと考えられる。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と373円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月8日から39年3月1日まで
② 昭和41年9月2日から43年8月29日まで

平成16年か17年ごろ、社会保険事務所（当時）に自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と同一事業所で、かつ、申立期間①及び②の間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、3回の厚生年金保険被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給決定されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間における最終事業所での申立人の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の請求要件である24か月に満たない23か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格のある者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は2名であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年9月11日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社から、同社の関連会社であるC社に異動はしたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申述書及び当時の従業員の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和44年9月11日にA社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料の保管がないことから保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所（当時）に「厚生年金保険被保険者賞与支払届」が提出されていなかったため、保険料として納付されていない状況であった。A社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9

月 24 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7669	男		昭和31年生		平成18年3月28日	150万 円
7670	男		昭和47年生		平成18年3月28日	70万 円
					平成19年3月30日	50万 円
7671	男		昭和33年生		平成18年3月28日	70万 円
					平成19年3月30日	40万 円
7672	男		昭和46年生		平成18年3月28日	70万 円
					平成19年3月30日	23万 5,000円
7673	男		昭和51年生		平成18年3月28日	80万 円
					平成19年3月30日	50万 円
7674	女		昭和50年生		平成18年3月28日	45万 円
					平成19年3月30日	15万 5,000円
7675	女		昭和48年生		平成18年3月28日	45万 円
					平成19年3月30日	13万 円
7676	女		昭和37年生		平成18年3月28日	45万 円
					平成19年3月30日	13万 円
7677	男		昭和50年生		平成19年3月30日	18万 円
7678	男		昭和59年生		平成19年3月30日	13万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及び同僚の供述により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、既にA社は職権解散している上、事業主の所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月1日から8年10月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から11年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額より低くなっている。同社では取締役として勤務していたが、社会保険事務手続に関与できる立場になかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から8年9月までは26万円と記録されていたが、同年3月29日を処理日として6年3月から8年2月までの記録がさかのぼって9万8,000円に減額訂正されている。

また、上記処理日当時、相当額の滞納保険料額があるため、社会保険事務所（当時）との滞納保険料の支払方法についての交渉を担当していたとする取締役は、社会保険事務所に出向き、申立人の標準報酬月額を引き下げたと供述している。

さらに、当該処理日において、申立人以外の4人の取締役の記録も、同様にさかのぼって訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の同社の複数の取締役及び従業員は、申立人は現場担当の取締役であり、社会保険事務手続に関与する立場にはなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月29日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的理由は無く、上記訂正期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年3月から8年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年2月1日までの標準報酬月額については、^{そきゅう}遡及訂正がなされた処理は確認できず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月から11年1月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の計算表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与の計算表の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧

表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 9 日に社会保険事務所(当時)に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7683	男		昭和23年生		平成16年7月9日	7万 3,000円
					平成16年12月10日	14万 9,000円
7684	男		昭和38年生		平成16年7月9日	28万 5,000円
					平成16年12月10日	47万 円
7685	男		昭和38年生		平成16年7月9日	24万 2,000円
					平成16年12月10日	33万 9,000円
7686	男		昭和33年生		平成16年7月9日	38万 円
					平成16年12月10日	37万 円
7687	女		昭和48年生		平成16年7月9日	19万 5,000円
					平成16年12月10日	25万 8,000円
7688	男		昭和49年生		平成16年7月9日	19万 8,000円
					平成16年12月10日	30万 8,000円
7689	女		昭和40年生		平成16年7月9日	10万 円
					平成16年12月10日	9万 7,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が退職した後にさかのぼって引き下げられているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年11月1日から5年8月1日までの期間については、オンライン記録では、標準報酬月額が、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月28日の後の同年3月16日付けで、4年11月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年8月1日から6年2月28日までの期間については、オンライン記録では、標準報酬月額が、当初、36万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、5年8月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の当時の代表者とは連絡が取れず、当時の状況についての供述は得られないが、同僚は社会保険事務所から厚生年金保険料納付の督促があったなどの供述をしており、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが推認できることから、当該減額訂正処理は滞納保険料を解消するために行われたものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年3月1日付け及び7年3月16日付けで、さかのぼって行われた当該減額訂正処理は事

実に即したものととは考え難く、申立人の4年11月から6年1月までの期間に係る標準報酬月額についてさかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 47 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、平成 19 年 1 月から同年 4 月までは 32 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 47 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、19 年 1 月から同年 4 月までの期間については 32 万円、同年 5 月及び同年 6 月については 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 4 日から同年 7 月 1 日まで

平成 21 年 8 月 21 日付けの事業主の訂正届出により、それまで 19 万円となっていた A 社における 19 年 1 月から同年 6 月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 47 万円に訂正された。しかし、同記録は年金給付に反映されないため、将来の年金給付につながるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月に 19 万円から 47 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（47 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係るA社の給与明細書によると、平成19年1月から同年4月までは32万円、同年5月及び同年6月は47万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は47万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、平成19年1月から同年4月までの期間については標準報酬月額32万円、同年5月及び同年6月については標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは8,100円、同年5月から同年10月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年11月1日まで

亡夫は、昭和9年4月1日から平成4年4月まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出している申立人に係る退職証明書、履歴書及び回答文書から判断すると、申立人は申立期間にA社に常務取締役として勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した理由は、事業所の住所移転に伴う管轄社会保険事務所（当時）の変更によるものであって、申立期間も継続して給与を支払っていることから、給与から厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

なお、B社は、新事業所において申立人の資格取得届を昭和22年6月1日付けで行わなかった理由について、担当者が届出を失念した可能性があると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から判断して、昭和22年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは8,100円、同年5月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を失念した可能性があり、同期間における厚生年金保険料を納付していないと考えられると回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は昭和54年8月31日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月26日から同年8月31日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、同社に継続的に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人は、A社B工場において昭和51年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54年8月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和36年3月31日から平成2年11月30日まで記録されており、申立人が申立期間を含め継続してA社に勤務していることが確認できる。

また、申立人についてA社から提出された人事記録、健康保険組合から提出された被保険者原簿及び厚生年金基金から提出された加入員台帳の記録により、申立人は、昭和51年3月16日から54年8月31日まで同社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和54年8月31日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を20年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月から同年10月までは90円、同年11月から21年2月までは140円、同年3月から同年5月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月から19年10月29日まで
② 昭和20年8月31日から21年6月1日まで

厚生年金保険等の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和17年4月から継続して勤務し、申立期間中、保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出のあった人事記録及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し（昭和20年12月20日に同社C工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社C工場は、社会保険事務所の記録から、昭和20年8月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、上記人事記録によると、申立人は、適用事業所ではなくなった日以降も同社に継続して勤務し給料が支払われていること、同社の社史によると、同社B工場は、当時、本社機能を有し

ていた旨の記載があることから判断すると、申立人は、申立期間②について、同社B工場において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和20年7月の社会保険事務所の記録から同年8月から同年10月までは90円、同社から提出のあった人事記録における同年11月21日付け及び21年3月11日付けの給与改定額から判断すると、20年11月から21年2月までは140円、同年3月から同年5月までは150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、A社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和19年3月20日に同社D工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

しかしながら、労働者年金保険法では、昭和17年1月1日から同年5月31日までは、保険料徴収までの施行準備期間であり、申立期間①のうち、同年5月31日以前の期間については、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用の期間であるものの、同法では、その適用範囲は、常時10人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子筋肉労働者とされているが、申立人は、「A社のB工場及びC工場において設計を担当していた。」旨供述している上、同社の元従業員は、「申立人の職種は、自分と同様技術職（設計）であったと思うので、当時の労働者年金保険の対象者ではなく加入していないと思う。」旨供述しており、筋肉労働者ではなかったと認められることから、申立人は、当該期間において、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

一方、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から同年10月29日までの期間については、厚生年金保険法の適用の期間であるものの、同法第19条第2項において「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。」と規定されているところ、申立人は、A社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年10月29日に被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該期間は、同法第19条第2項ただし書きが適用され、厚生年金保険の被保険者期間とはなら

ず、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7699 (事案 250 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日、資格喪失日に係る記録を34年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年7月1日まで

前回、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、認められなかった。

今回、A社の当時の同僚(現在の代表者)から厚生年金保険料の控除に関する新たな供述が得られたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険証の整理番号に欠番が無く、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見られない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたという特段の事情が見当たらなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、A社の当時の同僚(現在の代表者)から厚生年金保険料の控除に関する新たな供述が得られたとしており、これに対して、同社の現在の代表者は、「申立人は、申立期間当時、確かに当社に勤務していた。当時、当社の従業員であれば全員を厚生年金保険の被保険者として加入させており、事実、申立人と同じく営業担当であった他の

複数の従業員も当社の厚生年金保険被保険者であったことから考えても、申立人のみを厚生年金保険に加入させずに除外する理由が見当たらず、他の従業員同様、申立人の給与からも保険料控除は行われていたはずである。」旨の新たな供述をしており、申立人の供述と一致している。

また、A社の現在の代表者は、前回の調査において「申立期間当時の当社は、一律3か月の試用期間を設けていた。」旨供述していたが、今回の調査において「試用期間については、実際には、一つの目安であり、各従業員の学歴、業務遂行能力などに応じて、それぞれ柔軟に対応していた。」旨供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人と同期入社で同種の業務に従事していた複数の従業員は、「試用期間経過後、すぐに同社の厚生年金保険に加入した。」旨供述しており、このうち、申立人と同年齢で同学歴の従業員は、4か月の試用期間経過後、被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間のうち、4か月の試用期間を除く昭和33年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における従業員（同職種・同年齢・同学歴等の従業員）の昭和33年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から34年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年4月1日から同年8月1日までの期間については、A社の現在の代表者は、「当時、試用期間中は、厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除も行っていなかった。」旨供述しているところ、上記のとおり、申立人と同期入社で同職種・同年齢・同学歴の従業員は、4か月の試用期間経過後の同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間のうち、昭和33年4月1日から同年8月1日

までの期間について、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21

年 10 月 7 日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7700	女		昭和50年生		平成17年8月8日	1万 5,000円
					平成17年12月9日	1万 7,000円
7701	女		昭和22年生		平成17年8月8日	5万 3,000円
					平成17年12月9日	5万 4,000円

東京厚生年金 事案 7702～7708（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった役員賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

21年10月20日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7702	男		昭和34年生		平成18年2月20日	150万 円
7703	男		昭和25年生		平成18年2月20日	150万 円
7704	男		昭和36年生		平成18年2月20日	150万 円
7705	男		昭和38年生		平成18年2月20日	150万 円
7706	男		昭和27年生		平成18年2月20日	150万 円
7707	男		昭和24年生		平成18年2月20日	150万 円
7708	男		昭和32年生		平成18年2月20日	150万 円

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年5月までの期間及び57年6月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年5月まで
② 昭和57年6月から61年2月まで

私の妻は、結婚後、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする妻は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、当該期間のうち、昭和53年3月までの期間は、申立人の妻も保険料が未納であること、その後の53年4月から54年5月までの期間は、妻は自身の保険料を納付しているものの夫婦二人分の保険料を納付した記憶が無いこと、また、申立期間②については、申立人が当時居住していた区の被保険者名簿から、申立人は申立期間①直後の54年6月以降は被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該期間は未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が申立人のこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年11月まで

私は、昭和35年ごろ、区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時集金人に保険料を納付していたとしているが、申立人が居住していた区では昭和37年4月から集金人による保険料の徴収を開始しており、保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和35年ごろに国民年金の加入手続きをしたと説明しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は39年5月に夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は、夫が厚生年金保険に加入しており、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、任意加入適用期間となり、制度上、当該払出時点からさかのぼって申立期間の保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する国民年金手帳には、資格取得日が昭和35年12月30日、種別が強制加入である旨の記載がされており、申立人は、これについて、区に照会したとき夫の厚生年金保険から国民年金への切替えに合わせて旧番号を新しく連番にしたと言われたと説明しているが、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、同一区において保険料の納付を続けている被保険者に対して配偶者の加入を機に新しく手帳記号

番号を払い出す事務処理は考えられないこと、申立人が35年に国民年金に加入したとすれば、その時点で20歳を超えているため、資格取得日は35年10月1日とされるはずであるが、手帳には同年12月30日と記載されており、手帳記号番号が連番の夫の資格取得日は38年12月30日とされていることなどから、申立人の資格取得日を夫の資格取得日と同一日とすべきところを誤記したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの期間、48年7月から同年11月までの期間及び同年12月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年10月から同年12月まで
② 昭和48年7月から同年11月まで
③ 昭和48年12月から50年5月まで

私は、国民年金の加入手続をしてから、共済組合や厚生年金保険に加入していた期間も含めて国民年金保険料を納付してきた。重複納付していた期間の保険料が還付された記憶はなく、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する領収書により、共済組合加入期間について国民年金保険料が納付されたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）は、昭和53年7月に過誤納処理を行っており、還付・充当・死亡一時金等リストには、還付期間、還付金額、還付事由及び還付決定日が明確に記載されており、当該還付記録に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人が所持する領収書により、厚生年金保険加入期間及び国民年金の未加入期間についての保険料がそれぞれ納付されたことが確認できるが、社会保険事務所は、昭和50年11月に過誤納処理を行っており、還付整理簿には、還付期間、還付金額、還付事由、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、当該還付記録に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6987（事案 1060 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 1 月まで

私は、国民健康保険へ加入した時に一緒に国民年金にも加入した。年金手帳はもらったことはないが、国民年金保険料を集金人に納付し、領収書ももらったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金手帳を所持したことがないと説明している上、印紙検認方式による保険料の納付の記憶がないほか、申立人の妻も、当時、国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の居住地の変更時期について、当初申立てでは婚姻時の昭和 41 年 11 月としていたが、今回申立てでは申立期間前の 35 年ごろであったと説明を変更している。当該説明は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料は、私が、母の保険料と一緒に納付していた。一緒に納付した母の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年4月に払い出されており、当該時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年4月に発行された国民年金手帳を母親から受け取った以外に、別の年金手帳を所持した記憶は無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から55年3月まで

私は、大学入学前後のころに国民年金に加入し、未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。一括納付した後は、納付書が届けば必ず保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び加入時にさかのぼって一括納付したとする時期、保険料の納付金額及び一括納付後の納付状況等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年6月に払い出され、当該払出時点で納付可能な55年4月以降の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該払出時点において申立期間の保険料は時効によりさかのぼって納付することはできなかつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していたことについて記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年10月までの期間及び7年1月から9年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年10月まで
② 平成7年1月から9年9月まで

私は、平成6年か8年に勤務していた会社でボーナスが出た時に、未納分の国民年金保険料の一部を1回だけ納付した記憶がある。申立期間①については、保険料が未納とされていることに、申立期間②については、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成6年11月から7年1月までの期間又は8年10月から9年2月までの期間に勤務していたいずれかの会社からボーナスが支給された時に、それまでの未納分の保険料の一部を1回だけ納付したと主張しているが、保険料の納付時期以外の、納付期間、納付金額及び納付場所等の納付状況に関する記憶は曖昧である。当時同居していた母親は、申立期間の自身の保険料をおおむね納付しているものの、申立人の保険料納付には関与しておらず、申立人の保険料納付については聞いたことがないとしている。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が未納保険料を納付した可能性があるとする平成6年12月ごろに払い出されていることから、この時点で4年11月から6年10月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能であったが、納付したとする期間については申立人の記憶が曖昧であるため特定できず、申立人が納付した可能性があるとする8年12月時点では当該期間の保険料は時効により納付することができな

いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は平成7年1月に退職した後の種別変更手続に関する記憶が曖昧であり、オンライン記録によると当該期間は未加入期間であるため、当該期間の保険料に係る納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 35 年ごろに国民年金に加入し、当時居住していた地域の組長に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 11 月時点では、申立期間のうち、37 年 10 月以降の期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は加入時に保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、保険料と一緒に納付していたとする妻も、当該期間の自身の保険料は未納で、申立人同様 39 年 4 月から保険料の納付を開始しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の申立人の手帳記号番号払出時点では、昭和 37 年 9 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年10月までの期間及び49年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から同年10月まで
② 昭和49年6月から50年3月まで

私は、昭和48年7月に会社を退職する際に、退職後は国民年金に加入するよう勧められたので、区役所で加入手続を行い、50年4月に再就職するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間^{あいまい}当時に交付されたとする国民年金手帳の色及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6999

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、申立期間当初の昭和58年4月に資格喪失した旨及び58年5月に転居した区の名称が記載されていることから、申立人は、当該国民年金手帳を持参して転居手続及び資格喪失手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7000

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年4月まで

私は、昭和59年4月ごろ、市役所で国民健康保険の加入手続を行う際、国民年金に加入しなければ、国民健康保険証を発行することができないと言われたため、国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後は、私の妻が金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7001

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

私の兄は、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及び当時同じ敷地内に居住していたとする申立人の兄夫婦は、それぞれ60歳まで保険料を納付した場合に受給資格期間を3か月超えるよう第3回特例納付により保険料を納付していることから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、特例納付したものと考えられるなど、申立人の兄が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7002

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から47年1月まで
私たち夫婦は、昭和47年3月ごろ、区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付場所及び納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 47 年 1 月までの期間及び 50 年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 47 年 1 月まで
② 昭和 50 年 5 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、昭和 47 年 3 月ごろ、区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。また、夫が退職した 50 年 5 月から定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付場所及び納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 12 月時点では、申立期間①及び②の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7004

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から51年2月まで

私の夫は、昭和40年12月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7005

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から43年6月まで

私は、自宅に来た区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付方法及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私の妻は、時期は憶^{おぼ}えていないが、自宅に来た社会保険事務所（当時）の職員から、このままでは年金を受給できないと言われ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼ^{おぼ}って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付時期、納付月数及び納付額等の記憶が曖昧^{あいまい}である。

また、申立人夫婦は、昭和 47 年 6 月に申立期間直後の 40 年 4 月から 44 年 9 月までの夫婦二人分の保険料を第 1 回特例納付により納付したことが確認できるところ、その後 60 歳まで継続して保険料を納付した場合に受給資格期間を満たすようになることを踏まえると、当該納付は、申立人夫婦が受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して納付したものと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7011

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、自宅に来た社会保険事務所（当時）の職員から、このままでは年金を受給できないと言われ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼ^{おぼ}って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人及びその夫は、保険料の納付時期、納付月数及び納付額等の記憶が曖^{あいまい}昧である。

また、申立人夫婦は、昭和 47 年 6 月に申立期間直後の 40 年 4 月から 44 年 9 月までの夫婦二人分の保険料を第 1 回特例納付により納付したことが確認できるところ、その後 60 歳まで継続して保険料を納付した場合に受給資格期間を満たすことになることを踏まえると、当該特例納付は、申立人夫婦が受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7012

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 59 年 3 月まで

私の妻は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が申立期間当時居住していた市ではなく、申立期間後の昭和 61 年 6 月に転居した市において申立期間当初にさかのぼって再加入を行った旨記載されている。

また、申立人が所持する納付書・領収証書には、申立期間直後の 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を同年 7 月に過年度納付した旨記載されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、妻の被保険者名簿及び妻が所持する 60 年度国民年金保険料口座振替済通知書には、申立人の妻の保険料は、申立期間より前の 51 年 1 月から口座振替により納付されていた旨記載されており、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を市役所で納付していたとする申立人の妻の説明と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年2月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から44年2月まで
② 昭和44年12月から49年3月まで

私は、昭和44年12月に区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、申立期間②当時は、口座振替により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとする区役所は、過年度保険料の収納を取り扱っておらず、申立期間②の保険料を口座振替により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において48年3月まで実施されていた納付方法と相違する。また、申立人と2番違いで国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の夫は、申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和49年10月に払い出されており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から55年12月まで

私は、昭和54年の秋ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った際、市の職員から勧められ、未納だった国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和44年12月から55年3月までの期間については、保険料を納付したとする54年には第3回特例納付が実施されているものの、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の保険料額と相違しているとともに、納付したとする市役所は、特例納付保険料の収納を取り扱っていない。また、55年4月から同年12月までの期間については、保険料の具体的な納付場所及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年2月時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の母は、昭和 36 年 4 月から私が 44 年 7 月に実家から県外に転居するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人と同居し、同一日に国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の兄は、厚生年金保険加入期間を除き、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 11 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7020

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月に、国民年金に加入して、3 か月ごとに区役所に行って保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、申立人は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は未納である。

また、申立人の特殊台帳では、申立期間は未納と記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年5月まで

私は、老後のために国民年金保険料を納付しておくと言われ、市役所で国民年金の加入手続をした。また、未納期間の保険料をさかのぼって2から3万円納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入手続の時期及び保険料をさかのぼって納付した時期に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和50年6月に任意加入していることが、市保管の過年度納付記録表等により確認でき、任意加入の場合には、加入前の期間は未加入期間となるため、制度上、さかのぼって保険料を納付できない上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7022

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、会社退職後、国民年金に加入し、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付してきた。平成 6 年当時、社会保険事務所（当時）の窓口で未納分はないと言われたことを憶えており、申立期間の保険料が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付した保険料額の記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は会社退職後の昭和 55 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 12 月に払い出されており、申立期間は被用者年金被保険者の妻として未加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年6月まで

昭和54年に区から国民年金保険料の特例納付についてのはがきが来たので、夫が区役所に行って相談したところ、夫婦に保険料の未納があり、今なら過去の未納分をまとめて納付できると言われたため、夫が特例納付により夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が申立期間の保険料を特例納付したとする昭和54年ごろは第3回特例納付の期間内ではあるが、申立人は、特例納付に関する諸手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫は、保険料を納付した場所、納付方法等納付に関する記憶が曖昧である上、特例納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7024

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から46年3月まで

昭和54年に区から国民年金保険料の特例納付についてのはがきが来たので、区役所に行って相談したところ、夫婦に保険料の未納があり、今なら過去の未納分をまとめて納付できると言われたため、特例納付により夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする昭和54年ごろは第3回特例納付の期間内ではあるが、申立人は、保険料を納付した場所、納付方法等納付に関する記憶が曖昧である上、特例納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から47年3月まで

私の父は、昭和39年3月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、私が47年6月に結婚するまで国民年金保険料の納付をしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の姉妹の保険料納付状況をみると、申立人の妹は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年9月以降婚姻するまでの国民年金加入期間の保険料を納付しているが、申立人の姉は、国民年金手帳の記号番号が婚姻後の38年6月に婚姻後の居住地で払い出されており、実家に居住していた間に父親が加入手続を行い保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和41年4月以降は実家を離れていたが、住民登録変更はしていないと説明しており、実家の所在地を管轄する社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間の始期である昭和39年3月から妹の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年9月までの期間に、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年12月まで

私が20歳になったころに母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私の姉は、申立期間当時の保険料を納付している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が、「昭和53年12月18日」と記載され、国民年金の記録欄には同日付けで任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）の昭和43年5月から45年2月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年2月まで

私は、昭和56年12月の会社退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和56年12月に行ったとする国民年金への再加入手続及び申立期間の保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間直後の昭和57年3月に国民年金に任意加入している事が確認でき、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 9 月まで

私は、夫が国民健康保険組合に加入していた期間は、国民年金保険料も個人で納付する必要は無いと思い、納付を中止していたが、後に、保険料をさかのぼって納付することができるという時期に未納となっていた期間の保険料を分割納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付した時期、納付期間及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、年金受給資格期間の 25 年を満たすように未納期間の保険料をさかのぼって分割納付したと説明しており、附則 4 条納付者リスト及びオンライン記録から、申立人は第 3 回特例納付期間内の昭和 54 年 2 月から 55 年 6 月の間に合計 63 月分の保険料を 11 回に分割して特例納付していること及び申立人の 60 歳到達時の保険料納付済期間は 321 月となっていることが確認できるなど、申立人は当該特例納付によって年金受給資格期間の 300 月を満たしたものと推察される。

さらに、申立人の夫は、申立期間の大部分が保険料未納となっており、第 3 回特例納付で合計 72 月を 14 回に分割して特例納付していること及び 60 歳到達時の国民年金保険料のみの納付済期間は 293 月となっていることが確認でき、夫も当該特例納付によって年金受給資格期間の 276 月を満たしたものと推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 38 年 9 月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳の記号番号で交付された 2 冊の年金手帳を所持しており、当該手帳の他に別の手帳の交付を受けたことは無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

私は、昭和44年3月の退職の際に、勤務先の担当者から、厚生年金保険から国民年金に切り替わることを教えられたため、退職後に、区の出張所で加入手続をした。その後は、郵送されてきた納付書で、母の分と一緒に保険料を納付してきた。母の申立期間の領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金加入手続及び国民年金手帳の受領に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付したと説明しているが、当時申立人が居住している区では、昭和46年4月から納付書制度を採用しているとしており、申立期間の過半の納付方法と相違することなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年3月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 2 月まで

私は、父が私の婚姻前に国民年金の加入手続を行い、まとめて 2 年分の国民年金保険料を納付したと聞いている。結婚後は市役所から納付書が届いて、私が支所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間のうち申立人の婚姻前の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち婚姻後の昭和 45 年 4 月から 47 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間は、納付書により市役所の支所に納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市では、申立期間後の 47 年 4 月から納付書による保険料収納を開始しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から14年3月まで

私は、免除された国民年金保険料を追納することができ、早く納付するほど安くなることを知ったので、平成15年度か16年度の冬に免除されていた申立期間の保険料を納付した。申立期間が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である。また、納付書及び領収証書の交付を受けずに保険料を納付したとする方法は、当時の追納保険料の納付方法と相違し、オンライン記録には、追納の申込みを行った記録が無いことから、追納保険料の納付書が作成されなかったと考えられる。さらに、納付したとする保険料の金額は、平成17年1月に納付したと記録されている16年度分の保険料額とおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年7月までの期間及び44年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年7月まで
② 昭和44年6月から52年3月まで

私は、昭和39年8月の結婚後に、未納だった1年分の国民年金保険料をまとめて納付した。また、44年6月に夫が退職した後は、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間①が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続の状況、保険料の納付方法及び納付額等の記憶が曖昧であり、夫婦二人分の保険料を納付し始めたとする申立期間②当初に納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違する。また、申立人の夫は、申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7037

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月及び同年5月、48年3月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月及び同年5月
② 昭和48年3月から57年7月まで

私たち夫婦は、私の両親から勧められ、未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年12月時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7038

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年7月までの期間及び52年9月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から47年7月まで
② 昭和52年9月から54年3月まで

私たち夫婦は、私の妻の両親から勧められ、未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年12月時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から49年2月まで

私は、国民年金保険料の特例納付が実施されることを知り、市の支所で国民年金の加入手続を行うとともに、6回に分けた納付書を作成してもらい、未納だった保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所以及び市の支所で特例納付額を決めるに至った具体的な状況等の記憶が曖昧であり、申立人が市の支所で作成してもらったとする特例納付保険料の納付書1枚当たりの納付額は、申立人が所持する納付済み期間の領収書に記載された金額と相違する。

また、申立人は、厚生年金保険に加入していた昭和53年10月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、第3回特例納付により、60歳まで厚生年金保険に加入した場合に、受給資格期間を18か月越えるよう保険料を納付していることから、当該特例納付時点で、特例納付しなければ年金の受給資格期間を満たさないため、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して、特例納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 60 年 12 月まで
私の妻は、私が昭和 55 年 6 月に会社を退職した直後に、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期等の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 7041

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年1月まで
私は、昭和43年12月から国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が厚生年金保険に加入した申立期間当初の昭和44年10月に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間直後の46年2月に国民年金に任意加入した旨記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 63 年 6 月まで

私の妻は、昭和 61 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の預金口座から口座振替により納付されている保険料の金額は、当時の一人分の付加保険料を含めた保険料額と一致し、納付済みとなっている妻の保険料を納付したものと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号に申立期間の国民年金加入記録が追加された平成 14 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、63 年 10 月及び同年 11 月、平成元年 1 月から 10 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 10 月及び同年 11 月
④ 平成元年 1 月から 10 年 12 月まで

私は、妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することができるのは、昭和 58 年 4 月から 60 年 10 月までであり、申立人は、当時の確定申告書のうち、59 年分及び 60 年分を所持しているが、当該 2 年分の申告書の社会保険料控除欄には国民年金に係る支払保険料の記載が無いこと、妻も当該期間の保険料は未納であること、申立人は、当該期間当時の保険料の納付時期についての記憶が曖昧であり、当該期間直後の保険料を 61 年 1 月に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該過年度納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することができるのは、昭和 59 年 4 月から 62 年 4 月までであり、申立人が所持する 59 年分及び 60 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金に係る納付保険料の記載が無いこと、61 年分及び 62 年分の申告書の支払保険

料額は、オンライン記録から確認できる申立人が当該年に納付した保険料額を下回った額となっているが、妻の当該期間の保険料は未納であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人が所持する昭和 63 年分及び平成元年分の確定申告書に記載された支払保険料額がオンライン記録から確認できる申立人が当該年に納付した保険料額におおむね一致しており、当該期間の保険料額は含まれていないこと、平成 2 年分から 10 年分の確定申告書には国民年金に係る支払保険料の記載が無いこと、オンライン記録から、申立人は 7 年 5 月から 10 年 4 月まで「不在者」とされていたことが確認でき、納付書は発行されなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7045

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から52年5月まで

私は、区役所の広報により国民年金の任意加入制度を知り、昭和45年6月ごろに加入手続を行い、65歳到達時までの国民年金保険料を付加保険料と併せて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であること、申立人は、申立期間同時に国民年金手帳を所持した記憶が無いことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時から居住する市を所轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号は昭和52年5月に払い出されていることが確認でき、さらにオンライン記録から、申立人は申立期間直後の同年6月に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7046

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 53 年 4 月まで

私は、夫が亡くなった後、すぐに国民年金の加入手続をした。加入後は、金融機関口座からの引き落としで国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が金融機関に提出した「国民年金収納口座振替依頼書」の受付日又は金融機関の手続処理日と思われる日付は申立期間後の昭和 53 年 9 月となっていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を口座振替により納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間直後の昭和 53 年 5 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、その前月までは未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、美容室に住み込みで勤務していた昭和 35 年か 36 年ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は住み込みで勤務していた当時の保険料額及び結婚後の保険料の納付方法及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年8月時点では、申立期間のうち39年6月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7048

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、昭和47年9月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。夫が会社を退職した際には種別変更手続を行った。夫は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び申立期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は、当初、第3号被保険者期間とされていたが、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失時点に合わせて、平成8年4月に未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月まで

私の国民年金は、叔父が昭和 35 年 10 月ごろに加入手続をしてくれ、加入後の国民年金保険料は自分で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする叔父から当時の加入状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているが、申立人が当時居住していた区で行われていた保険料の納付方法と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 1 回特例納付実施期間の昭和 46 年 6 月に払い出され、申立期間直後の 40 年 3 月から 44 年 12 月までの保険料を特例納付し、45 年 1 月以降の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該払出時点で、特例納付等をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、事業主が届け出た標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 21 日
② 平成 18 年 12 月 8 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 9 月 24 日に申立人に係る 18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 8 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、同社から提出された申立期間の賞与変動項目一覧表により、申立人の申立期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 7 日から 36 年 2 月 17 日まで
平成 21 年 3 月に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 27 日から 46 年 2 月 26 日まで
② 昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 4 月 17 日まで

年金記録問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和 48 年 11 月 13 日に変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月14日から22年12月1日まで
② 昭和22年12月1日から24年11月20日まで
③ 昭和25年4月1日から28年12月29日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から30年11月6日まで
ねんきん特別便が届き、脱退手当金の支給記録があったため、社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給しているとの回答であった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年11月6日の前後2年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6名が資格喪失日から1か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和30年11月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
平成 21 年 8 月に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給決定日、支給金額及び支給の根拠となる法令の該当条文などの具体的な記載がある上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から27年6月1日まで
② 昭和27年7月1日から29年5月1日まで
③ 昭和33年7月1日から34年3月28日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職後の昭和37年12月20日に重複整理の手続がとられたことが健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年12月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和37年12月7日の前の同年10月10日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は当時の人事資料を保有していないことから申立人の勤務実態について確認できないと回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の全期間に加入記録がある被保険者の記録は見当たらず、当時の従業員に照会を行った結果、申立人が勤務していたとの回答はあるものの、勤務期間が特定できない上、申立人が申立期間の全期間に勤務していたとする詳細な回答は得られなかったことから、申立人の申立期間に係る勤務実態をうかがうことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同法人には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務証明書から、申立人は昭和 55 年 3 月 21 日に同法人に採用され、申立期間を含め継続して勤務していることが認められる。

しかしながら、A社の人事部担当者によると、当時の厚生年金保険への加入は、採用日から試用期間を経てから加入手続を行っていたと供述している。

また、申立人と同時期に採用された職員及び複数の同僚によると、回答のあった全ての者が「厚生年金保険への加入は、約 2～3 か月の試用期間（研修期間）経過後であり、入社時から加入していなかった。」と供述しており、このことはオンライン記録においても確認することができる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月ごろから29年3月ごろまで
② 昭和30年11月ごろから32年8月ごろまで

A所に勤務した申立期間①について、また、B社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された写真から期間は特定できないものの、A所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険事業所記号順索引簿において確認するも、申立人が申立期間①当時勤務していたとするA所は、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同所の所在地を管轄する法務局においても保存期間が経過したことにより、同所の商業登記簿の記録を確認することができなかった。

また、A所の当時の事業主や従業員の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は臨時工として働いており、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶は無いと供述している。

申立期間②について、申立人は、B社に臨時の文選工として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社の取締役は、「当時の記録は残っていないため、申立

人の勤務状況等は確認できないが、申立期間当時の臨時の文選工については、少しでも時給の良い会社へすぐに異動する傾向にあったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の加入記録からB社に勤務していた期間は、昭和42年11月から43年1月までであることが確認できる上、申立人自身は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶は無いと供述している。

さらに、申立人は当時の上司及び同僚の氏名について不明としているため、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及び申立人の雇用保険加入期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員に照会するも、回答は無く、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 54 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、既に亡くなっており、当時の申立人の勤務状況について確認することができないが、同社の当時の経理担当者は、「申立人が勤務していたのは昭和 54 年 2 月末日までで、同年 3 月 1 日を離職日として手続した。」と供述している上、雇用保険の加入記録及び求職者給付の記録から同年 3 月 1 日に離職していることが確認でき、これは申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上記経理担当者は、「申立人の 3 月支払の給与から 2 月分の厚生年金保険料を控除しており、3 月分の保険料は控除していない。また、会社が納付する月々の厚生年金保険料額については社会保険事務所（当時）に納付額を確認しながら行っていたので、間違いはない。」と供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 4 日から 50 年 4 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において確認するも、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所（当時）において類似名称も含め厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても保存期間が経過したことにより、同社の商業登記簿の記録を確認することはできなかった。

また、申立人は、A社の代表者、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無い。

なお、A社は、雇用保険の適用事業所となっておらず、申立人の記録を確認することはできない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 30 日まで
② 昭和 21 年 9 月 30 日から 22 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A 団体（後の B 団体）C 支所に勤務した申立期間①、B 団体 D 工場に勤務した申立期間②の加入記録が無い。申立期間①及び②ともに勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は A 団体と復員局が造兵廠跡地に農機具工場を立ち上げることになり、その設立準備に携わったとしているところ、同団体 C 支所に勤務していた同僚の供述から、期間は明らかではないが、申立人が同団体 C 支所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 団体 C 支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶していた同団体 C 支所における複数の同僚について、厚生年金保険の加入記録が無く、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 団体は既に解散していることから、同団体から、申立期間①における申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された B 団体 D 工場への昭和 21 年

9月30日付け任命書から、申立人が同団体D工場に勤務していたことは、認められる。

しかし、厚生年金保険の記録では、B団体D工場は、昭和22年11月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、B団体D工場は、既に解散しており、同団体から申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していたB団体D工場の複数の同僚は、死亡あるいは連絡先が不明なため、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 11 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A組合（現在は、B組合）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同組合には、昭和 62 年 11 月 11 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管している申立人の履歴書に当時の事務長のサインとともに「1987年11月11日から勤務」の記載があることから、申立人が申立期間において、同組合に勤務していたことは認められる。

しかし、Aに係るオンライン記録において、申立人より前に資格を取得している従業員4人に照会し、回答のあった3人は、「同組合で採用された翌月の1日から厚生年金保険に加入した。」としており、その加入日は厚生年金保険の記録における取得日と一致している。

また、上記の3人のうち申立期間当時の事務長は、「私は、採用された月の社会保険料は控除されていなかった。」としており、他の一人の従業員も、「当時の経理担当者から月の途中から社会保険に加入しても保険料は1か月分かかるので、翌月からの加入と言われた。採用された月の保険料は控除されていない。」としていることから、同組合では、当時、月の途中に採用した者は、翌月の1日に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

さらに、C健康保険組合の記録では、申立人の資格取得日は昭和 62 年 12 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には知人の紹介で入社し、勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人をA社に紹介したという知人の供述及び申立人の申立期間における具体的な業務内容についての供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、当時を知る従業員も既に在籍していないことなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について不明である。」と回答している。

また、申立人は、同僚の名前を一切記憶していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の状況等について照会したところ、回答のあった複数の従業員は、いずれも申立人についての記憶が無く、また「同社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。厚生年金保険の加入までに、入社後3か月から2年間の未加入期間があった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月21日から同年11月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社で経理を担当していた従業員は、「当時の同社では、入社日が21日から月末日までの日である場合には、厚生年金保険の資格取得日を入社した月の翌月1日とする取扱いをしていたことを人事の担当者から聞いたことがある。」と供述している。

そこで、A社に係るオンライン記録から、昭和62年11月から平成10年6月までに被保険者資格を取得している従業員の資格取得日を確認したところ、資格取得日が21日から月末日までの日となっている従業員は二人存在するが、当該二人の従業員は、同社の関連会社から異動した事により被保険者資格を取得した従業員であり、他に資格取得日が21日から月末日までの日となっている従業員は見当たらない上、入社日が21日であると供述している一人の従業員は、当該記録により入社日の翌月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年6月24日まで
② 昭和33年1月16日から34年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和31年4月に入社し、34年3月末に退職した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和31年4月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時のA社の代表者は、連絡先が不明であり、同社の事業を継承したB社は、「当時のA社に関する資料は破棄していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「昭和31年4月に同社に入社している。」と供述しているところ、当該被保険者名簿から、当該従業員の同社における資格取得日は、申立人と同じく32年6月24日であることが確認できる。

さらに、申立人は、自分と同姓だった同僚の厚生年金保険の加入記録と自分の加入記録が入れ替わったのではないかと主張しているが、当該被保険者名簿には、当該同僚の氏名は無い。

申立期間②については、A社の同僚は、「申立人は、昭和33年3月に父親の家業を引き継いだため、同年1月又は同年2月に同社を退職したと思

う。」と供述していることから、申立人の勤務の実態を確認できない。

また、当時のA社の代表者は、連絡先が不明であり、同社の事業を継承したB社は、「当時のA社に関する資料は破棄していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月19日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和59年9月4日から申立期間を含む61年2月20日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和60年6月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、当該被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「自分は、昭和60年9月に同社を退職した。」と供述しているが、同年6月19日に被保険者資格を喪失し、その前日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが同名簿から確認できる。

さらに、A社の代表者は、「当時の厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からないが、同社は、申立期間当時は、経営上の事情で一時的に解散状態になっていたこともあった。」と供述しており、同社の顧問税理士は、「保存年限経過のため、当時の同社に関する資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A会、B会、C会、D会及びE会（いずれの事業所も現在は、F法人）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。数回の社名変更はあったが、一貫してE会に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった履歴書及びF法人から提出のあった申立人の人事記録により、申立人は、昭和19年1月から21年2月11日まではA会、同年2月12日から22年5月31日まではB会、同年6月1日から同年11月30日まではC会、同年12月1日から23年10月31日まではD会、同年11月1日から24年4月30日まではE会に勤務していたことが確認できる。

しかし、A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同会は昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、F法人は、「B会、C会及びD会は、厚生年金保険に加入していた団体ではない。」と回答している。

一方、E会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同会は昭和22年6月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、F法人から提出のあった当時の年金台帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、24年1月1日となっており、当該被保険者名簿の記録と一致する。

このことについて、F法人は、「A会、B会を経てE会の職員となった者については、昭和24年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させた

ようである。」と回答しており、オンライン記録から、申立人と同様にA会から申立期間も継続して勤務していた8人の従業員のうち、全員が申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、24年1月1日にE会において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年6月まで
② 昭和43年7月から45年7月まで
③ 昭和45年8月から同年10月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A病院（現在は、B会）に勤務していた申立期間①、C病院に勤務していた申立期間②及びD病院（現在は、E会）に勤務していた申立期間③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。確かに勤務し、保険証を使用した記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B会は、「申立人の人事記録は無く、短期間の勤務であったことから、申立人は短期雇用の非常勤職員であったと考えられるが、非常勤職員に関する資料は残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。」と回答している。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②のうち昭和44年5月1日から45年5月25日までC病院で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、C病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年2月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていないこ

とが確認できる。

また、C病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「昭和42年5月又は43年3月から同病院で勤務していたが、厚生年金保険は46年2月1日からの加入となっている。」と回答しており、当該従業員のうち一人は、「当時の同病院は、職員の数も少なく、厚生年金保険の適用を受けていない時期があった。」と供述している。

さらに、C病院は既に解散しており、代表者の連絡先は不明であることから、同病院及び代表者から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間③については、D病院の従業員の供述から、勤務の期間は特定できないが、申立人は、申立期間③当時、同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、E会は、「当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間③に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないが、同病院では、3か月程度の試用期間がある。」と回答している。

また、D病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「自分は、同病院に入社してから1か月又は2か月後に厚生年金保険に加入している。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間③における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 47 年 8 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、「申立期間当時の従業員に関する資料を保存していないことなどから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、当時のA社において申立人が記憶している同僚5人のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち2人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間も勤務していたか否かについては分からない。」とし、残りの1人は、「申立人のことを覚えていない。」としている。そして、上記回答が得られなかった同僚1人について申立人は、「昭和47年2月ごろ一緒に勤務していたことは間違いない。」と述べているが、当該同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、44年7月26日に被保険者資格を喪失していることから、申立期間に係る当該同僚の勤務状況が確認できない。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から申立期間に勤務していたことが確認できる従業員のうち、連絡先が判明した従業員22人に照会したところ、14人から回答があり、いずれも申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、申立人について、A社における雇用保険の加入記録は昭和44年8月30日までとなっており、申立期間の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月ごろから53年12月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録では、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、平成14年12月3日に解散しており、申立期間当時の従業員に関する資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡しており、申立人が名字のみ記憶している同僚一人は人物が特定できないことなどから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月21日から同年2月21日までの期間及び同年5月1日から同年10月30日までの期間については、オンライン記録では、他の事業所において厚生年金保険の加入記録があり、当該期間については、A社において厚生年金保険の被保険者であったとの申立人の主張は容認し難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 4 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月から A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、平成 13 年 2 月*日に破産しており、当時の従業員に関する資料は入手できず、当時の事業主から回答が得られないことなどから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

また、A社の当時の経理担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入したのは希望者のみだった。長期間勤務していても加入を希望しない従業員もいた。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶している上司 1 人からは回答が得られないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員 12 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち 1 人は、期間は明らかではないが、申立人が勤務していた記憶があるとしているが、その他の者は、申立人のことを記憶していないとしている。そして、従業員 1 人は、「当時、A社では厚生年金保険への加入は任意だった。従業員の中には、手取り収入を多くするため厚生年金保険に加入しない者もあり、従業員 35 人ぐらいのうち厚生年金保険に加入していたのは 20 人ぐらいだった。加入する場合には、厚生年金保険と健康保険及び厚生年金基金に同時に加入していた。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は「平成2年5月1日」と記録されており、申立人の厚生年金基金の加入年月日及び申立人の雇用保険の被保険者資格取得日とそれぞれ一致していることから、社会保険事務所の処理に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から45年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の代表者は、申立人の申立期間についての報酬は出来高払いであり、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社での加入記録がある従業員二人は、申立人は申立期間も同社の業務に従事していたが、同社は希望しない者には厚生年金保険に加入させなかったとしている。

さらに、A社は、昭和45年6月1日にB厚生年金基金に加入したが、申立人については、厚生年金保険被保険者資格を再取得した同年10月1日に同基金の加入員資格も取得していることが確認できる。

なお、B厚生年金基金は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への各種届出の用紙は、複写式であったとしている。

このほか、申立人の申立期間における事業主からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月5日から同年6月14日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和40年1月5日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、法人の名称は不明であるが、申立人と同姓同名の従業員の加入記録（昭和40年6月14日から同年12月31日まで）が確認でき、当該期間が申立人のA社における厚生年金保険の加入期間と一致することから、当該従業員は申立人であると考えられる。

また、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録をみると、A社において昭和40年1月以降に被保険者資格を取得した記録がある従業員8人については、いずれも両保険の資格取得日が一致していることが確認できることから、同社では、両保険を同時に加入させていたことがうかがえる。

さらに、上記従業員に照会したところ、6人は申立人について記憶しているが、勤務期間までは覚えていないとしている。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、申立期間を含む昭和39年3月から40年5月までの期間については、国民年金の強制被保険者となっており、当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月1日から55年6月30日まで
② 昭和55年7月1日から56年12月31日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれの会社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時加入記録がある複数の従業員は、申立人についての記憶が無いとしている。

申立期間②については、申立人が記憶している同僚及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当時加入記録がある複数の従業員は、申立人についての記憶が無いとしている。

一方、申立人は、A社及びB社では、1日当たり4時間勤務のアルバイト又はパートとして勤務したとしているが、このことについて、両社は、正社員のみ厚生年金保険に加入させ、アルバイト等の短時間勤務の従業員については、加入させなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②において、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 8 日から 37 年 12 月 31 日まで
申立期間にA組合に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録がない。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA組合において組合職員として勤務し、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A組合の法人登記簿謄本によると同組合は既に解散しており、解散当時の組合長は、同組合に係る書類は解散時にすべて廃棄したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、申立人は、上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数名の組合執行役員及び組合職員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認するための手掛かりとなる供述は無かった。

さらに、A組合はB炭鉱の労働組合であったので、同炭鉱の資料を保管している可能性のある企業、自治体及び研究機関に照会したが、申立内容を確認できる資料は見当たらなかった。

加えて、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A組合は昭和 36 年 3 月 3 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 1 月及び同年 2 月は適用事業所となっていない。

そして、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から平成 2 年 6 月まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社退職時の月額給与は 41 万円程度であった。入社時から退職時までそれほど変わらなかった。」として、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことを申し立てている。

しかしながら、申立人が提出している平成 2 年分の A 社発行の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を基に標準報酬月額を試算すると、同試算額は、申立人のオンライン記録による標準報酬月額の記録 (30 万円) より低い額 (22 万円) となり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人が提出している平成 2 年度所得証明書には、給与収入金額 (平成元年分) が記載されており、これにより、同年には申立人が主張する報酬額があったことが認められる。しかし、同所得証明書には、社会保険料控除額が記載されておらず、また、当該証明書を作成している自治体には、同証明書作成に係る資料は保存されていないことから、申立てを裏付ける事情を得ることができない。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料はすべて廃棄しており、申立人の厚生年金保険料控除等について確認できない。」と回答している。

加えて、A社の従業員から、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除を把握するための手掛かりとなる供述は得られなかった。

そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された記録は認められず、社会保険事務所（当時）が不適正な事務を行った事実は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から34年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社B支店C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同支店には昭和29年4月1日から勤務しており、大企業である同社が何年も厚生年金保険に加入させないわけがないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社B支店C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「同社B支店は現存せず、当時の従業員に係る人事記録や社会保険加入記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の控除等について確認できない。」と回答している。

また、申立人が名前を記憶していた同僚に照会を試みたが回答は得られなかったため、当時、C営業所の人事及び保険関係事務を管理していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、住所の判明した複数の従業員に照会したところ、上述のとおり、申立人が申立期間当時に同社同支店C営業所に勤務していたとの供述は得られたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

そこで、上記従業員のうち、申立人と同様の仕事内容であることが確認できた4名の従業員が記憶している入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を調査したところ、入社後1年3か月から3年を経た後に被保険者資格を取得していることが確認でき、さらに、被保険者資格の取得までに10年程度の期間を要した者もいたとの従業員の供述もあることから、当

時、C営業所を含むA社B支店においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案7600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月31日から23年10月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和21年9月に復員して同社に復職し、23年10月に養子縁組をして転居するまで、継続して勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「A社の申立期間当時の従業員に関する人事記録や社会保険加入記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入した記録のある従業員に申立期間当時の勤務状況等を照会したところ、複数の従業員から回答があり、上述の1名の同僚から申立人を記憶しているとの回答が得られたが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

一方、旧厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。申立人は、20年4月に応召し、21年9月に復員したと申し立てているが、C県が保管する陸軍戦時名簿において、申立人が20年10月20日に復員を完了した旨の記録が確認でき、申立人の復員時期が同

日として取り扱われていたと考えるのが自然であることから、同日から21年9月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めることは困難である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から27年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和23年8月1日から27年4月1日までの記録が無い旨の回答をもらった。同社には、9年3月22日から48年11月22日まで継続して勤務しており、途中で退職したことはない。同社発行の在職証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書、人事記録及び従業員の供述等から、申立人が申立期間において、同社に役員として継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関係する資料を保存していないことから、当時の同社における厚生年金保険の加入状況や申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に申立期間当時の状況について照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において被保険者の記録があり、申立人と同様に申立期間当時役員であった者の厚生年金保険の加入状況を調べたところ、22名の役員のうち加入記録が確認できなかった数名を除いた過半数の者について、資格喪失日は異なるものの、申立人と同様に3年以上にわたる資格喪

失期間があり、そのうちの4名の役員は被保険者資格の再取得日が申立人と同日（昭和27年4月1日）となっていることが確認できる。このことから、申立期間当時、理由は不明であるが、同社は、申立人を含む役員について被保険者資格を喪失させていたことがうかがわれ、喪失手続後、再取得までの期間、同社が厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から40年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社、B社及びC社に連続して継続勤務した期間のうち、B社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和39年5月1日から同年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社に係る商業登記簿も見当たらないことから、代表者の連絡先が分からないため、同社及び代表者から申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に両社に厚生年金保険の加入記録のある従業員を対象に照会したところ、複数の従業員が、B社に勤務し、申立人を記憶しているが申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。そのうち、2名の従業員は、同社においては厚生年金保険料を控除されていない旨供述しているほか、1名の従業員は、同社から厚生年金保険に加入していないとの説明を受けたため、自ら国民年金に加入したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月ごろから同年8月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社ではフルタイムで勤務（9時か10時に出勤し、夕方は5時まで）していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月6日から同年7月26日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の事業主は、「同社では雇用保険については全従業員を加入させていたが、厚生年金保険については、正社員のみを加入させていた。そして、当時の人事記録等を保存していないため、申立人の申立期間当時の雇用形態や厚生年金保険料の控除の状況を確認できないが、申立人の申立期間当時の年齢や申立人が記憶しているという勤務時間から判断すると正社員ではなかった可能性が高く、そのため厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時、被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除についての供述は得られない上、複数の従業員が、「申立人が記憶している勤務時間は、正社員の勤務形態とは異なっているため、申立人は正社員ではなかった可能性がある。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間当時、健康保険番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録では、申立人は申立期間以前から国民年金に加入し、申立期間もその保険料を納付している上、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 12 月 31 日

A社に専務取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の報酬月額は 70 万円くらいであったので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 12 月 31 日）後の 5 年 2 月 8 日付けで、53 万円から 11 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）の職員と（申立人側依頼の）弁護士が話し合い、未納保険料について、自身を含む役員の標準報酬月額を減額訂正したと記憶している。」と供述している。

一方、申立人はA社における専務取締役であったと供述しているが、オンライン記録において同社の事業主となっており、商業登記簿においては、共同代表取締役となっていることが確認できる。

また、他の役員は「申立人以外のもう一人の代表取締役は名前だけであった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 11 年 11 月 30 日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と比べ低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 9 月から 11 年 9 月までの期間は 50 万円、11 年 10 月は 30 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日（平成 11 年 11 月 30 日）前の同年 1 月 29 日付けで 9 年 9 月から 11 年 9 月までの期間について 30 万円に、次に同社が適用事業所でなくなった日の後の 11 年 12 月 6 日付けで、10 年 8 月から 11 年 10 月までの期間について 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額の減額訂正の届出については、「平成 11 年 1 月 29 日付けの減額訂正については記憶があるものの、同年 12 月 6 日付けの減額訂正については記憶していない。また、当社には保険料の滞納があったので、社会保険事務所（当時）の職員より社会保険料免除の説明を受け、脱退（社会保険の適用事業所の廃止手続）の届出を行ったことは覚えているが、その際提出した書類の内容等は記憶していない。」と供述している。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は申立期間及び上記減額処理の時点において、同社の代表取締役となっていることが確認できる。

さらに、申立人はA社における全喪手続を含む社会保険事務の手続を自身

で行っており、会社の代表者印も自身が管理していたと供述していることから、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理にいったん同意し、関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 61 年 10 月 25 日まで

A社に取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額より低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 54 年から 59 年までの源泉徴収票の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、同期間のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、A社の事業主は、「当時の資料は残っていないが、申立人に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）への届出は給与に見合う額で届け出ている。」としているところ、当時の総務・経理担当者が保管する昭和 61 年 11 月分の自身の就労手帳に記載されている標準報酬月額とオンライン記録における当該担当者の同月の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 15 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②において加入記録が無い。しかし、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②については、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 7 月 15 日からA社に臨時社員として勤務していたと申立てている。

しかし、A社は、同社が保管している人事記録台帳により、申立人が昭和 38 年 4 月 2 日から 49 年 4 月 30 日までの期間に在籍していたことは確認できるが、申立期間①における申立人の在籍については記録が無く、確認することができないとしている。

また、上記人事記録台帳の在籍記録は、申立人に係る雇用保険の記録と一致しており、厚生年金保険の加入記録ともほぼ一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に厚生年金保険の加入記録がある従業員 8 名に照会したが、回答を得た 5 名の中に申立人の入社日を記憶している者はいなかったことから、申立期間①における申立人の勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、申立人の父が設立したB社に昭和 49 年 5 月 1 日に入社したと申立てている。

しかし、申立人に係るC厚生年金基金及びD健康保険組合の加入記録では、それぞれ昭和 49 年 7 月 1 日から平成 9 年 10 月 28 日まで加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間 ②に厚生年金保険の加入記録がある従業員 5名に照会したが、回答を得た 3名の中に申立人の入社日を記憶している者はいなかったことから、申立期間 ②における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和 24 年 4 月から 26 年 11 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社の複数の元従業員が「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 25 年 4 月 1 日、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 9 月 1 日であることが確認でき、申立期間はいずれの事業所も適用事業所となっていない。

また、A 社は既に解散しており、同社の当時の代表取締役にも連絡がとれないため、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間当時、A 社に勤務していたとする複数の元従業員も健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②のうち、昭和46年10月から47年10月19日までの期間については、既に厚生年金保険の加入記録があり、同年10月19日から48年9月までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から27年8月まで
② 昭和46年10月から48年9月まで

社会保険事務所（当時）に、ねんきん特別便の記載内容について確認したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①、B社に勤務した申立期間②の加入記録が無いことがわかったが、申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元同僚が「昭和27年8月まで申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料は何も残っていない。」と回答しているため、同社から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人の元同僚も、「厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しているため、元同僚からも当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できない。

さらに、申立人及び申立人の元同僚が「昭和27年8月までA社に勤務した。」と供述している複数の従業員は、同社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿により、いずれも 25 年 5 月から 8 月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 46 年 10 月から 47 年 10 月 19 日までの期間について、オンライン記録により、申立人は、C 社で厚生年金保険に加入したこととされている。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は同社で昭和 44 年 6 月 23 日から 47 年 10 月 19 日まで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このことについて、年金事務所は、「オンライン記録の C 社の記載は間違いで、申立人は、B 社で厚生年金保険に加入していたことが正しいので、職権でオンライン記録を訂正する。」とし、既に申立人の記録訂正は完了している。

- 3 申立期間②のうち、昭和 47 年 10 月 19 日から 48 年 9 月までの期間について、B 社に係る商業登記簿により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、同社から申立人の勤務実態について確認できない。

また、B 社の元同僚は、「私は昭和 47 年 11 月に退社したが、申立人も前後して退社したと思う。」と供述している。また、申立人は、「同社は、E 区の F 支店 4 階に事務所があったが、自分の退社後に事務所を別のビルに移した。」と供述していること及び同社に係る商業登記簿により、同社の事務所移転は昭和 47 年 11 月 7 日であることが確認できることから、申立人は当該期間に同社に勤務していなかったと推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 30 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、文房具の間屋で勤務した申立期間①、父が経営するA社に勤務した期間のうち申立期間②が未加入との回答を得たが、両社にそれぞれの期間、勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「文房具の間屋の社員として、B社のC店に派遣されていた。」と供述しているが、勤務していた会社の名称及び元同僚の氏名を覚えていないため、事業主及び元同僚に申立人の勤務実態等について確認できない。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表取締役も既に死亡しているため、同社及び元代表取締役に申立人の当該期間の勤務実態等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の従業員に申立人の勤務実態について照会したところ、いずれも「申立人は当該期間当時、同社に勤務していなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同社に勤務していた申立人の元夫の記載欄に「扶」の記載があるのが

確認できること、同社で給与・社会保険手続担当者であった申立人の兄が「当時、申立人が元夫の被扶養者になっていた。」と供述していることから、申立人は、当該期間当時、元夫の被扶養者であったことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 37 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に塗装工として勤務した申立期間の加入記録が無いことが判明したが、同社には、昭和 33 年 1 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された優良永年勤続の表彰状により、申立人は、申立期間当時、塗装工としてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の現在の総務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険の対象者は、内勤者と工事管理者のみであった。」と回答しており、申立人と同様、A社の地方の現場で勤務した後、本社勤務になった元同僚は、「本社勤務になった時に正社員になり、その時から厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、同社では申立期間当時、現場作業員を、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A社の保管する「被保険者台帳・保険料控除計算書・諸給付記録簿」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同じ昭和 38 年 12 月 1 日となっていることが確認できる。

この他、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月20日から31年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、A社に専務取締役として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和32年7月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認できない。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた従業員二人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における社会保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿から、申立期間当時被保険者であったことが確認できる12人の従業員に照会したところ、自身の勤務期間について回答があった7人の従業員については、回答があった勤務期間と厚生年金保険の加入記録がほぼ一致していたが、申立人が創業以来在籍していたと供述している3人の取締役については、申立人の同供述内容と厚生年金保険の加入記録の期間とが一致しておらず、また、申立人が同様に名前を挙げているもう一人の取締役についても、申立人と入社日が異なっているにも関わらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日となっているなど、同社では、役員については、厚生年金保険被保険者の資格取得に係る手続が勤務期間に合わせて行われていないことが確認できる。

なお、これらの4人の取締役はいずれも死亡しているため、同社におけるこれらの者の厚生年金保険の取扱いについて事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 15 日から 35 年 10 月 30 日まで
② 昭和 57 年 3 月 11 日から同年 8 月 30 日まで
③ 平成 12 年 1 月 31 日から同年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社が社名変更してB社になった後も継続して勤務をしていたので、申立期間①も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に、間違いなく勤務していたので、申立期間②及び③も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社における同僚及び従業員の供述により、昭和 34 年 6 月 15 日以降に申立人が同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、オンライン記録から、B社は、昭和 59 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等の連絡先は不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたと記憶している同僚の 1 名は、「申立人の厚生年金保険の未加入期間の理由については分からない。また、自分も同社における勤務期間について、理由は分からないが厚生年金保険の未加入期間がある。」と供述しているところ、当該同僚は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を、申立人と同日の昭和 34 年 6 月 15

日に喪失しており、供述のとおり厚生年金保険に未加入期間があることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶にあるが、厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、申立人はA社が社名変更してB社になった後も継続して勤務していたと主張しているが、両社の商業登記簿は別に存在し、代表者等も別人であることが確認でき、また、オンライン記録においても両社は別事業所であると考えられる。

また、上記被保険者名簿において、A社及びB社において勤務が確認できる14名の従業員は、申立人及び上記同僚と同じく、3か月から21か月の厚生年金保険の未加入期間があることが確認できる。

これらのことから、B社では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②もC社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申立てている。

しかし、C社の当時の代表者は、「昭和57年3月に破産宣告を受けた後は、当社は稼働していなかった。」と供述している。

また、申立人がC社において、一緒に勤務していたと記憶している同僚から供述が得られないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名は、「同社が閉鎖となった昭和57年3月に退職したので、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、上記被保険者名簿の厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間②における加入記録は無い。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間③にD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、D社の社会保険事務担当である元取締役は、「自分は、平成12年11月まで勤務したが、同社は同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後は厚生年金保険料を控除していなかった。また、同年1月31日以降に勤務した従業員から健康保険証を回収する時、当該従業員に対して国民年金に加入するように説明を行った。」と供述している。

また、申立人はD社において一緒に勤務していた同僚を記憶していない

ことから供述が得られず、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立期間③に勤務したとするほかの元取締役1名と従業員1名は、申立期間③には国民年金に加入し、保険料を納付したと供述している。

加えて、申立人の国民健康保険の加入記録では、平成12年1月31日に加入としているところ、加入理由は社会保険離脱と記載されていることが確認できることから、引き続き厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 7 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の得意先であるB社が発行した入門許可証を保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社が発行した入門許可証（会社名はA社、有効期間は昭和 46 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日と記載）により、期間は明確でないものの、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社における当時の代表者の親族は、「当社は 20 年前に解散し、社長も 15 年前に死亡している。申立期間当時の従業員名簿や社会保険に関する資料等を保管していないことなどから、申立期間当時における申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

また、申立人はA社で一緒に勤務した同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間当時における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた1名は、「申立人の入社時期や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、上記被保険者名簿における厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 3 年 10 月 14 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 10 月 27 日から平成 3 年 10 月 9 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録から、平成 12 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者は死亡し、その他の役員等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している3名の同僚はいずれも「申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。このうち1名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から氏名が確認できないものの、「申立期間当時、同社では、希望者のみを厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思う。自分も厚生年金保険への加入を希望しなかった。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名はいずれも「申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。このうち申立人と同じく営業職の1名は、「自分も入社後5年程度は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。申立期間当時、A社では、営業職の場合は全ての従業員を厚生年金保険に加

入させる取扱いではなく、未加入のままであった営業担当者もいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から45年4月10日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A協同組合、同組合が名称変更したB協会及びC協会(以下「A協同組合」という。)に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同組合には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社内旅行の写真の表面に昭和42年11月22日と記載されていることから判断して、申立人は、期間は明確ではないものの、申立期間当時、A協同組合に勤務していたことを推認することができる。

しかし、オンライン記録では、A協同組合は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同組合の所在地を管轄する法務局には同組合の商業登記の記録も無いことから、当時の代表者等の連絡先が不明であり供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、A協同組合において一緒に勤務していた2名の同僚を記憶しているものの、連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年11月までの期間については、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、前年の標準報酬月額と比べると引き下げられていることが分かった。申立期間についても、前年と同様の給与をもらっていたはずなので、当該期間に係る標準報酬月額を前年の標準報酬月額と同額の15万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除等が確認できる資料を保有していないが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、前年の標準報酬月額と同額の15万円であると主張している。

しかし、申立てに係る事業所は既に廃業しており、申立期間に係る保険料控除等について確認することができないほか、申立期間当時の代表者は、「当時の資料が残っていないので、申立人の申立期間に係る保険料控除等については分からない。」旨供述している。

また、申立てに係る事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できた同僚は、「当時、景気が悪く、給料の遅配もあった。自分も申立期間について給料が下げられていることは承知しているので、申立てはしない。」旨供述している。

さらに、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票では、昭和52年10月の算定で申立人を含む役員9名の標準報酬月額が引き下げられる旨の処理がなされていることが確認できるが、さかのぼって記録訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所の当該事務処理について不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案7663（事案448の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月15日から31年10月15日まで

A社に勤めていた期間の大部分の期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、同社では、試用期間があつて入社後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認できるなどの理由から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立ては認められなかった。

その後、先輩の社員についても3か月間の試用期間があつたことが分かったので、最初の3か月間については申し立てないが、それ以降に勤めていた期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社では、試用期間があつて入社後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認できること、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない等の理由から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月13日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、先輩の社員についても3か月間の試用期間があつたことが分かったとして、申立期間の始期を変更して申し立てているが、申立期間当時の同僚や関係者に再度確認しても、申立てに係る新たな事実は確認できなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、

同社で被保険者となっていることが確認できる10名の社員について調査したところ、入社してから被保険者資格を取得するまで1か月から15か月の期間があったことが確認でき、そのうちの一人は、「会社は、採用した社員が長く勤務できそうかどうか、慎重に見極めていた。」旨供述している。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月11日から33年7月1日まで
平成20年に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、申立期間当時、自分が厚生年金保険の被保険者であったことは知らなかったため、脱退手当金を請求できるはずがなく、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和33年9月18日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和53年まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 30 日から同年 11 月 16 日まで
② 昭和 58 年 11 月 16 日から 60 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①と、B社に勤務していた期間のうち申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれ勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社が同社C工場を閉鎖するにあたり、その期日は不明であるものの、同社事業主から同工場を設備や従業員をそのままに買収し、B社を昭和 58 年 11 月 16 日に設立したが、この間継続して厚生年金保険の被保険者資格を有していたと申し立てている。

しかしながら、A社本社に勤務し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者であったことが確認できる従業員は、同社C工場勤務の正社員は、申立人と同僚の二人であったものの勤務時期は不明であると供述している。

また、A社は、平成 7 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者であったことが確認できる事業主の息子は、同社の賃金台帳等は保存していないと回答していることから、申立期間①に、同社が、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 33 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、58 年 9 月 30 日に同資格を喪

失した旨が記録されている上、上記同僚とともに同年10月6日に健康保険被保険者証が回収されている記録が確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社設立後間もなく社会保険の適用事業所となる手続をした記憶がある。そのころは、自分以外の従業員は短時間労働者で、自分だけが被保険者資格を取得したはずだ。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和60年2月1日であり、同日前に適用事業所となった記録は確認できないとともに、社会保険事務所から提出された事業所の適用状況を管理する台帳（以下「事業所台帳」という。）では、当該新規適用申請書の受付日は、同年2月7日と記載されている。また、事業所台帳には、男性3人、女性8人が資格取得した旨の記載があることが確認できるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、同年2月1日付けで申立人を含む11人が被保険者資格を取得しており、事業所台帳の記載と一致することが確認でき、この事業所台帳の同社の前後の他事業所に係る記載内容からも社会保険事務所の手続の不自然さうかがえない。

さらに、申立人から提出されたB社に係る昭和59年6月期及び60年6月期分決算書類「販売費及び一般管理費の明細書」での法定福利費計上額において、申立期間②の厚生年金保険料が含まれていた事情うかがえない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 29 日から同年 7 月 25 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社では、同社が保管している申立期間当時の労働者名簿によると、申立人は、昭和 38 年 4 月 15 日に雇用され、同年 5 月 29 日に退職と記載されており、社会保険事務所（当時）の同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に資格取得している従業員のうち、住所が確認できた8名に申立期間当時の勤務状況を照会したところ、うち5名から回答を得られたが、申立人を記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から 4 年 1 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 3 年 12 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入によると、申立人の A 社における離職日は、平成 3 年 12 月 30 日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、B 社から提出があった在籍証明書では、申立人の同社における退職日は、平成 3 年 12 月 30 日と記録されている。

さらに、B 社は、給与からの保険料は翌月控除であったとしているところ、平成 3 年 12 月の給与明細書では、1 か月分の保険料しか控除されておらず、当該保険料は同年 11 月の保険料であることから、申立期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金基金の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に応じた標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において、A 社から、オンラインに記録された標準報酬月額を超える報酬月額（給与の支給合計額）を得ていたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、報酬月額を基に算定された標準報酬月額より低い額である、上記の賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額となり、オンライン記録の申立人の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年11月30日まで
事業主としてA学院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年6月までは53万円、同年7月から同年11月までは44万円と記録されていたものが、A学院が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日より後の4年1月13日付けで、さかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A学院の商業登記簿謄本によると、申立人は社会保険事務所（当時）による遡^{そきゅう}及訂正処理日において、同学院の理事であることが確認でき、また、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所である同学院の代表者であったことが確認できる。

なお、申立人は現在入院中のため、申立人から直接当時の事情を聴取できないが、社会保険事務所による個別訪問の際に、申立人は、申立期間当時、A学院において代表者の立場であったと回答している。

さらに、A学院の当時の社会保険事務担当者は、社会保険の届出はすべて申立人からの指示により書類を作成し、同書類は申立人自らが代表者印を押ししていたと供述していることから、上記の平成4年1月13日付けの標準報酬月額の訂正処理は、事業主であった申立人の指示により届出が行われたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立人はA学院の代表者として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意していたものと認めら

れるところ、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 16 日まで
② 昭和 52 年 3 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主及び複数の従業員の供述から、申立人は、同期間に同社で配達員として業務を行っていたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間①当時、社会保険事務を担当していた前社長は既に死亡しているため、申立人の保険料控除等については不明であるが、当時の配達員は、高額の給与が支払われる代わりに配達用車両やガソリン代などの経費は自己負担するなど、一般従業員とは雇用形態が異なっていた。」と供述している。

また、申立人の後任の配達員は、A社に配達専任の契約社員として入社した当時は厚生年金保険に加入していなかったが、その後、営業も担当する一般従業員となってから厚生年金保険に加入したと供述している。

さらに、申立人は、A社において 27 万円から 28 万円程度の給与が支給されていたと供述しているが、申立人が申立期間①の前後に同社で厚生年金保険の加入記録を有している期間の標準報酬月額額は 10 万円未満となっており、これは同社で厚生年金保険の加入記録を有している一般社員の給与水準（8 万円から 10 万円）と同程度である。また、申立人は、申立期間の後には厚生年金保険とともに雇用保険の被保険者資格も取得している。

これらのことを勘案すると、申立人は、申立期間①当時、配達員として、A社において、申立人が厚生年金保険の加入記録を有している期間は、給与

及び社会保険の加入の取扱い等において、異なる雇用形態で業務を行っていたものと判断できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の喪失に伴って昭和48年10月20日に健康保険証が返納されていることが確認できるとともに、同名簿の申立期間①当時の記載は、健康保険証の整理番号も連続しており、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間にB社で厚生年金保険の加入記録を有しているところ、申立期間②において25か月にわたって厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、申立人は、「申立期間②当時、父親が経営するB社の敷地内の自宅で起業したが2年ほどで廃業した。」と、B社において、申立期間②に申立人の被保険者資格が喪失される事情があったことをうかがわせる供述をしている。

また、B社は既に倒産しており、申立期間②当時の事業主であった申立人の父親は死亡し、取締役であった長男及び三男に照会したが回答は無く、さらに、社会保険事務を担当していたとされる公認会計士の連絡先は不明であることから、同社における申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について事情を聴取することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の記録は、昭和50年9月1日に資格取得した後、52年2月28日に離職、その後、54年4月1日に資格を再取得した後、56年5月31日に離職と記録されており、これは、申立人がB社で厚生年金保険の加入記録を有している期間に合致したものとなっており、申立期間②には雇用保険の記録は無い。

そして、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の喪失に伴って昭和52年3月15日に健康保険証が返納されていることが確認できるとともに、同名簿の申立期間②当時の記載は、健康保険証の整理番号も連続しているなど、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 8 日から 57 年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 55 年 12 月 8 日から勤務し、申立期間中、国民年金に加入していたが、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の登記簿謄本から、昭和 55 年 12 月 8 日付けで同社の取締役役に就任し、平成 7 年 3 月 20 日に辞任したことが確認でき、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出のあったA社の銀行預金通帳の支払金額から、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月までの期間に係る社会保険料の納付額は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に係る加入記録が確認できる 7 人の従業員の標準報酬月額から算出した保険料とほぼ一致していることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「厚生年金保険の加入手続等は、当社の経理事務等を委任していた税理士が行っていたと思う。」旨供述しているが、当該税理士は、「当時の関連資料が保存されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入手続等は不明である。」旨供述している。

さらに、申立人は、オンライン記録から、申立期間を含め昭和 52 年 1 月から 57 年 11 月までの期間について国民年金保険料を納付し、同年 12 月 1 日の国民年金の被保険者資格の喪失と同時に、A社において厚生年金保険の被保

険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月ごろから 59 年 6 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支部に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社B支部は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時、A社B支部を管轄していたとされる同社C支社の現在の社会保険担当者は、「当時、当社B支部の厚生年金保険は当支社で一括適用しており、当支社において申立人の勤務が確認できるのは昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの期間である。」旨供述している。

なお、A社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できなかった。

そこで、A社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、「申立人から、昭和 59 年 12 月より前に、当社B支部に勤務していたことがあると聞いたことがない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、オンライン記録から、昭和 56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間について国民年金保険料が納付済みとなっており、また、同年 4 月から同年 11 月までの期間について国民年金保険料が申請免除となっていること

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 62 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の辞令によると、申立人は昭和 60 年 8 月 20 日から同社でシルバーマーケット開発部員を命じられ、試用期間が3か月あったことが確認できることから、少なくとも同年 8 月 20 日には申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 60 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の当時の社会保険担当者は、「申立人について、厚生年金保険の加入手続を行った記憶が無い。」旨供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年3月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和33年1月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員採用に係る稟議書^{りんぎしょ}及び同社担当者による「申立人を昭和33年1月1日付けで採用した。」旨の供述から判断すると、申立人は、同年1月1日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出のあった「入社年月日・資格取得日一覧表」及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後の期間において、同社で被保険者資格を取得した複数の従業員の入社日から資格取得日までの期間は、3週間から約8か月間となっているのが確認できる上、同社の人事担当者は「資格取得日の前に、保険料を給与から控除することは考えられない。」旨供述しており、同社は、当時、採用した従業員について入社してから一定期間経過後、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A社の当時の代表者及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したが、申立人

が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から 31 年 6 月まで
② 昭和 31 年 8 月から 34 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間において勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人は、勤務期間を特定することはできないものの、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 4 月 1 日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の代表者も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚 3 人は、いずれも連絡先が不明であり、これらの者からA社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

加えて、申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できた従業員二人のうち、一人は、保険料控除については記憶が無い旨供述しているが、他の一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる以前は、厚生年金保険料を控除されていなかった旨供述していることから、同社は当該期

間において保険料を控除していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、当時の資料が無く、調査できない旨回答していることから、申立期間②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人は、いずれも所在が不明であり、これらの者から申立期間②における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立期間②にB社において厚生年金保険に加入していた従業員のうち、連絡の取れた8人全員が、申立人のことを記憶していない旨供述していることから、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 26 日から同年 8 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の代表者及びその他の役員は、所在が不明であるため、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等の事実を確認することができない。

さらに、申立人は、A社の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等の事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。